

高山駅西地区複合・多機能施設整備事業
要求水準書

令和7年9月8日

高 山 市

目 次

第1章 総則	1
1. 要求水準書について	1
2. 法令、基準、計画等	1
第2章 事業概要	6
1. 事業の目的	6
2. 敷地条件	6
3. 施設の概要	8
4. 事業期間等	10
5. 業務範囲	10
6. 留意事項	10
第3章 施設整備	11
1. 施設整備の基本方針	11
2. 施設の基本性能	12
3. 施設整備の基本要件	13
4. 複合・多機能施設	27
5. 立体駐車場	61
6. 連絡通路	62
7. 外構	62
第4章 施設整備業務	65
1. 基本事項	65
2. 調査業務	67
3. 設計業務	67
4. 建設業務	75
5. 工事監理業務	80
第5章 民間施設事業	82
1. 基本事項	82
2. 基本要件	82

要求水準書別紙
・備品リスト

第1章 総則

1. 要求水準書について

(1) 要求水準書の目的及び位置付け

本要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、高山市（以下「市」という。）が発注する高山駅西地区複合・多機能施設整備事業（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザルにより選定された民間事業者（以下「受注者」という。）に対し、本事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的として示すものである。

要求水準は、市が本事業に求める基本的な水準を規定するものであり、受注者は、要求水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本事業に対しさらに良質な空間・機能形成に向けた提案を自由に行うことができる。

(2) 要求水準の遵守

受注者は、本事業の事業期間にわたって要求水準書を遵守する。市は、受注者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、要求水準書に記載された事項に基づき、業務のモニタリング及び改善要求を行う。

(3) 提案内容の優先適用

受注者の提案書の内容が要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として、優先的に適用する。

(4) 要求水準の変更

市は、本事業の事業期間中に要求水準の見直しを行い、その変更を行うことがある。市は、要求水準の変更を行う場合は、受注者と協議の上、必要な手続きを行うものとする。

2. 法令、基準、計画等

各業務の実施にあたっては、関連するものを含め、以下に示す法令等を遵守する。

各種基準等については、契約締結時の最新版を適用するが、要求水準書における性能等を確保するための参考的な扱いとし、必要に応じて基準等の適用を判断するものとする。

(1) 関係法令等

① 法令

- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ・ 不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）

- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（昭和 27 年法律第 53 号）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）
- ・計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）
- ・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）

- ・会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・こども基本法（令和 6 年法律第 68 号）
- ・その他関連する法令

② 条例等

- ・岐阜県屋外広告物条例（昭和 39 年岐阜県条例第 47 号）
- ・岐阜県建築基準条例（平成 8 年岐阜県条例第 10 号）
- ・岐阜県自然環境保全条例（昭和 47 年岐阜県条例第 17 号）
- ・岐阜県興行場法施行条例（昭和 32 年岐阜県条例第 33 号）
- ・岐阜県都市計画法施行条例（平成 15 年岐阜県条例第 27 号）
- ・岐阜県環境基本条例（平成 7 年岐阜県条例第 9 号）
- ・岐阜県福祉のまちづくり条例（平成 10 年岐阜県条例第 8 号）
- ・岐阜県景観基本条例（平成 16 年岐阜県条例第 46 号）
- ・岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（令和 3 年岐阜県条例第 21 号）
- ・岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例（令和 4 年岐阜県条例第 45 号）
- ・高山市下水道条例（平成 17 年高山市条例第 12 号）
- ・高山市環境基本条例（平成 7 年高山市条例第 32 号）
- ・高山市都市計画法施行条例（平成 18 年高山市条例第 39 号）
- ・高山市駐車施設附置条例（昭和 57 年高山市条例第 51 号）
- ・高山市道路占用料条例（昭和 42 年高山市条例第 11 号）
- ・高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年高山市条例第 37 号）
- ・高山市行政手続条例（平成 8 年高山市条例第 11 号）
- ・高山市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 9 年高山市規則第 16 号）
- ・高山市情報公開条例（平成 12 年高山市条例第 24 号）
- ・高山市議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年高山市条例第 42 号）
- ・高山市建築基準法施行細則（平成 13 年高山市規則第 26 号）
- ・高山市屋外広告物条例（平成 19 年高山市条例第 40 号）
- ・高山市誰にもやさしいまちづくり条例（平成 17 年高山市条例第 62 号）
- ・高山市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年高山市条例第 30 号）
- ・高山市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例（平成 25 年高山市条例第 31 号）
- ・高山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則（平成 25 年高山市規則第 44 号）
- ・高山市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年高山市条例第 5 号）
- ・高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成 13 年高山市条例第 17 号）
- ・高山市暴力団排除条例（平成 24 年高山市条例第 2 号）
- ・その他関連する条例等

(2) 各種基準

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築鉄骨設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・公共建築改修工事標準仕様書
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・建築工事施工管理要領
- ・電気設備工事施工管理要領
- ・機械設備工事施工管理要領
- ・建築保全業務共通仕様書
- ・建築保全業務積算基準
- ・建築物修繕措置判定手法
- ・建築設備の維持保全と劣化診断
- ・管理者のための建築物保全の手引き
- ・排水設備工事設計指針
- ・道路の上空に設ける通路の取扱等について
- ・アーケードの取扱について
- ・道路の移動等円滑化に関するガイドライン
- ・駐車場設計・施工指針について
- ・都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針
- ・遊具の安全に関する規準
- ・高山市誰にもやさしいまちづくり推進指針
- ・高山市公共施設等木造化方針
- ・高山市給水工事施工基準
- ・高山市排水設備工事設計指針

- ・高山市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
- ・その他関連する各種基準等

(3) 関連計画等

- ・高山駅西地区まちづくり構想（令和 5 年 3 月）
- ・高山駅西地区複合・多機能施設整備基本計画（令和 6 年 5 月）
- ・高山市景観計画（平成 31 年 4 月）
- ・その他関連計画等

第2章 事業概要

1. 事業の目的

JR高山駅及び周辺地区は、国内外から多くの観光客を受け入れる国際観光都市飛騨高山の玄関口であるとともに、飛騨地域における公共交通の重要な結節点である。

高山駅西地区については、橋上駅舎化、東西自由通路、JRアンダーパスの整備等により、高山駅を中心として東西を往来しやすい環境が整った一方で、高山市民文化会館・高山市公民館（以下「高山市民文化会館」という。）や高山市総合福祉センター等の既存施設の老朽化への対応、商業と調和した住環境の形成が求められている。

令和4年度には、上記の状況を踏まえつつ、高山駅西地区ひいては市全体の人々の交流の促進とさらなる地域活性化を図るため、地区の将来の姿やその実現に向けた方針を示した「高山駅西地区まちづくり構想」を策定した。

さらに、構想で示した基本方針やまちづくりの方向性等について、公募市民や市内外の有識者にて構成した「高山駅西地区まちづくり検討会議」をはじめ、「パブリックコメント」、「駅西わくわくミーティング」、「アイディアBOX」等、様々な調査や活動を実施し、市民ニーズや意見を把握しながら検討を進めた。そして、令和6年度に、高山駅西地区における公的機能の配置、複合・多機能施設の具体的な機能・規模、立体駐車場や民間施設の概要、事業運営計画等を定めた「高山駅西地区複合・多機能施設整備基本計画」を策定した。

令和7年3月には、高山駅西地区複合・多機能施設を管理運営する事業者を選定し、より効率的かつ効果的な管理運営につなげるようにしている。

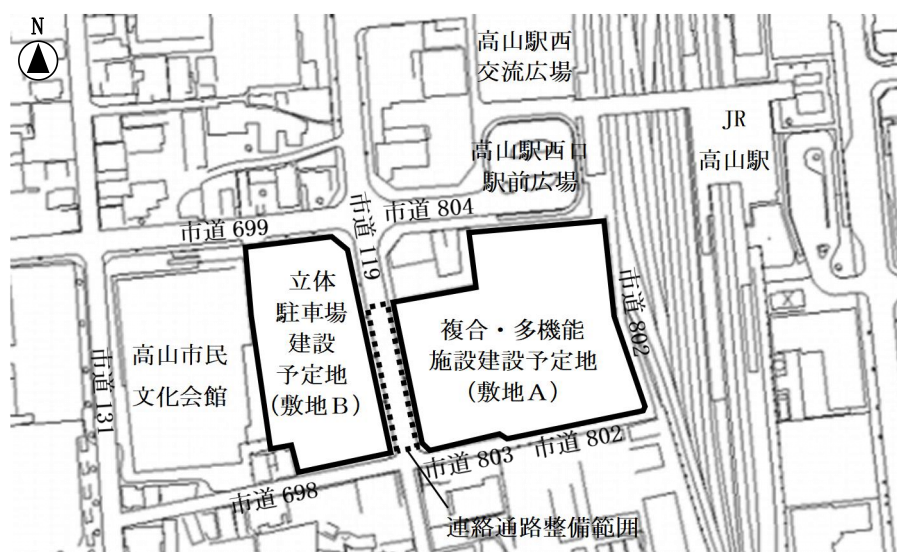
本事業は、上記を踏まえ、高山駅西地区に複合・多機能施設、立体駐車場及び連絡通路の整備を行うことを目的とする。

2. 敷地条件

（1）敷地概要

主な敷地条件を以下に示す。なお、詳細については、関連する資料を参照するとともに、インフラの状況等を含め、受注者にて、各管理者に適宜確認を行う。

【敷地概要図】



【敷地条件】

項目		敷地A	敷地B
建設予定		複合・多機能施設	立体駐車場
所在地		高山市昭和町1丁目309、310、311番地	高山市昭和町1丁目120番地8外
所有者		309番地：高山市	高山市
		310、311番地：民有地 (市と地権者は、一般定期借地権設定契約を締結済。賃貸借開始は令和9年4月1日。)	
敷地面積		8,345.51 m ²	5,048.28 m ² ※CADデータから算出した面積
区域区分		非線引き	非線引き
用途地域		商業地域	商業地域 (2860.72 m ²) 第二種住居地域 (2,187.56 m ²)
建ぺい率		80%	商業地域 80% 第二種住居地域 60%
容積率		400%	商業地域 400% 第二種住居地域 200%
高度地区		駅周辺地区 31m	駅周辺地区 31m 駅西地区 22m
防火地域		準防火地域	準防火地域
その他		駐車場整備地区 中心商業景観重点区域 (高山駅周辺地区)	駐車場整備地区 中心商業景観重点区域 (高山駅周辺地区)
道路	北側	市道 804 幅員 10.0m 以上	市道 699 幅員 9.8m 以上
	東側	市道 802 幅員 4.0m 以上 ※北側通り抜け不可	市道 119 幅員 10.0m 以上 ※都市計画道路
	西側	市道 119 幅員 10.0m 以上 ※都市計画道路	—
	南側	市道 802 幅員 4.0m 以上 市道 803 幅員 6.0m 以上	市道 698 幅員 5.0m 以上 ※一方通行 (市道 131 方向) ※幅員 5.0m+側溝=6.0m 以上
上下水道		上水道供給・公共下水道処理区域	上水道供給・公共下水道処理区域
電気		中部電力管内	中部電力管内
ガス		プロパンガス (都市ガスの供給なし)	プロパンガス (都市ガスの供給なし)
地盤		参考資料参照	—
利用状況		309番地：平面駐車場 (市)	高山市民文化会館平面駐車場
		310、311番地：平面駐車場 (民間)	

(2) 既存施設等

① 高山市民文化会館

ア 所在地

高山市昭和町1丁目188番地1(市有地)

イ 運営予定等

- ・本事業の期間中も通常どおり開館する。ただし、立体駐車場及び連絡通路の整備に係る調査や施工の期間中は、高山市民文化会館の平面駐車場の利用を制限する。
- ・複合・多機能施設の完成を経た機能移転後に、解体予定である。解体後の敷地活用については、未定(検討中)である。

② 高山駅西口駅前広場

ア 所在地

高山市昭和町1丁目308番地

イ 本事業との関連

- ・本事業において、高山駅西口駅前広場の改修等を行わない。

③ 市道698

ア 一方通行

- ・市道119方面から進入可能な一方通行(市道131方向)である。

イ 幅員等

- ・幅員は5m以上であり、側溝(G)を含むと6.3m以上となる。

3. 施設の概要

(1) 施設配置

複合・多機能施設は敷地Aに、立体駐車場は敷地Bに、それぞれ配置する。連絡通路は、複合・多機能施設と立体駐車場の間に配置(市道119の上空に架設)する。

民間施設は、敷地A内において、複合・多機能施設と分棟、若しくは、敷地B内において、立体駐車場と分棟、または合築にて配置することができる。

(2) 施設構成・規模

施設構成は、次のとおりとする。

① 公共施設等

ア 公共施設

- ・複合・多機能施設
- ・立体駐車場
- ・連絡通路

イ 外構

② 民間施設

施設構成		規模	備考	敷地
公共 施設等	公共 施設	複合・多機能施設	延床面積	A
		文化芸術部門		
		大ホール		
		多目的ホール		
		楽屋等		

		交流部門	約 3,300 m ²		
		マルチルーム等	約 2,500 m ²		
		オープンスペース	約 800 m ²		
		子育て支援部門	約 700 m ²		
		こどもの遊び場	約 600 m ²		
		ファミリーサポートルーム	約 100 m ²		
		テナント部門	約 100 m ²		
		管理部門	約 300 m ²		
		共用部門	約 4,500 m ²		
		立体駐車場	500 台以上	収容台数	B
民間施設		連絡通路	—	—	—
	外構		—	—	A・B
			任意	—	任意

※複合・多機能施設の延床面積は、13,500 m²を上限とする。

(3) 施設の供用開始時期等

① 供用開始時期（予定）

令和 13 年 1 月

② 開館時間等

ア 公共施設

公共施設の開館時間等について、今後検討を行う予定であるが、参考として、現時点での各施設の開館時間等の考え方を示す。

・複合・多機能施設

開館時間について、詳細は今後検討する。ただし、休館日の設定を予定しており、また、ファミリーサポートルームを除き、24 時間利用は想定していない。

・立体駐車場

年中無休 24 時間利用を想定している。

・連絡通路

年中無休 24 時間利用を想定している。

イ 民間施設

受注者の提案を踏まえ、市と協議の上、決定する。

③ 運営主体

ア 公共施設

参考として、現時点での運営主体の考え方について示す。

(ア) 複合・多機能施設及び連絡通路

・施設全般

指定管理者（高山ライフ&カルチャーデザイン(株式会社 JTB コミュニケーションデザイン及びカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社)を予定)

・ファミリーサポートルーム

市直営（市内団体への業務委託を予定）

(イ) 立体駐車場

市直営、または指定管理者

イ 民間施設

受注者の提案による。

4. 事業期間等

(1) 事業期間

令和8年6月から令和12年10月までを予定している。なお、受注者の提案により、竣工引き渡しの前倒し（事業期間短縮）は可能である。

(2) 立体駐車場及び連絡通路の施工等の期間

立体駐車場及び連絡通路の施工及び関連する各種調査等は、高山市民文化会館の運営を継続しつつ実施することから、期間を可能な限り短縮する。

5. 業務範囲

(1) 施設整備業務

- ① 調査業務
- ② 設計業務
- ③ 建設業務
- ④ 工事監理業務

(2) 民間施設事業（任意）

6. 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

受注者が本事業を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じる。

(2) 情報公開

事業者が本事業を行うにあたり作成し、または取得した文書等で受注者が管理している文書等の公開については、市の条例等に準拠し適切な情報公開に努める。

(3) 文書の管理・保存

受注者が本事業に伴い作成し、または受領する文書等は、市の条例等に準拠し、適正に管理・保存する。また、本事業終了時に、市の指示に従って引き渡す。

(4) 守秘義務

受注者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。本事業終了後も同様とする。

1. 施設整備の基本方針

以下の項目をバランスよく満たした計画とする。

(1) にぎわいを創出する施設

本事業の公共施設等は、周辺地域をはじめとして市全体を活性化し、にぎわいを創出する拠点となることが求められる。

このため、ホールの催し等を目的に訪れることはもとより、目的がなくても日常的に人々が集い、心地よく過ごせる空間とする。

また、開放的な雰囲気とすることで、「見る」、「見られる」の関係から、新しいつながりやにぎわいが生まれ、さらには施設内のにぎわいが外部に伝わり、気軽に立ち寄りたくなるような魅力的な空間とする。

加えて、高山駅、高山駅西交流広場、商業機能等の周辺の都市機能をつないで回遊性を高めるとともに、市民や高山駅等を利用する来訪者に威圧感や圧迫感を与えない計画とする。

(2) 機能的な施設

① 有機的な連携を可能とする柔軟な施設

文化芸術活動や交流活動を積極的に展開するため、それぞれの活動の特性に配慮するとともに、それぞれの活動の相乗効果が期待できる機能的な施設とする。

間仕切りによって複数の空間に分割できる会議室や、催し以外の時は休憩や市民活動に使えるホワイエ等、多目的な利用を可能とする空間を計画する。また、将来の新たなニーズに対応するための大規模改修や設備更新が円滑に行えるように、長期的な可変性にも配慮する。

さらには、職員や主催者の活動しやすい環境の実現は、サービスや催しの質の向上につながることから、管理部門やバックヤード等の設計にあたっては、安全性はもとより、効率的な動線や空間の確保、トイレや倉庫等の適切な配置等を考慮し、活動しやすい計画とする。

防災・防犯、気候風土、周辺環境にも十分配慮した計画とする。

② 景観の形成

本事業は、本地区内の住民のみならず、多くの市民が訪れることに加え、国内外からの来訪者の玄関口である高山駅に隣接する立地環境から、高山市景観計画の模範的役割を期待される。

このため、高山の顔となる風格ある町並みの形成とにぎわいを高めるため、来訪者の目にふれやすい建物低層部のデザインについて配慮する等、高山駅をはじめとした周辺施設と調和しつつ、洗練された質の高いデザインとする。

③ ユニバーサルデザイン

将来の更なる少子高齢化社会も見据え、こども、妊産婦、こども連れの方、障がい者、高齢者、外国人等、誰もが快適で安全に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの精神に則って、長期的にすべての人に対して安全で使いやすい施設となるように計画する。

④ 環境への配慮

省エネルギー・省資源に積極的に取り組み、エネルギー使用量を削減するため、LED照明や高効率設備機器の採用、再生可能エネルギーの採用、自然採光の有効活用等、環境負荷低減に配慮した計画とする。

⑤ コストへの配慮

将来の更なる人口減少に伴う厳しい経済環境を見据え、施設のデザインとの調和を図り、ライフサイクルコスト、特に維持管理、運営及び大規模修繕のコストの低減に配慮した計画とする。

(3) 地域経済の振興への配慮

本事業は、雇用機会の創出や新たな事業機会が発生することから、受注者においては、市内や地域で活躍する事業者や団体、市にゆかりのある事業者の参画、市産材を含む地域資材や市内で製造される備品の積極的な活用等、地域経済の振興に配慮した計画とする。

2. 施設の基本性能

以下に示す施設の基本性能を確保し、各分野が整合し、バランスのとれた合理的で機能的な施設を整備する。

(1) 社会性

① 地域性・景観性

- ・歴史と文化が色濃く残る国際観光都市飛騨高山の特性を考慮し、地域社会への貢献や周辺環境との調和を図り、立地に見合った良好な景観が形成されること。
- ・高山駅西地区まちづくり構想に示すまちづくりの視点や中心市街地という立地性を重視して施設整備をすること。

(2) 環境保全

① 環境負荷低減

- ・施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替え、解体も含めた総合的な環境負荷低減が図られること。
- ・施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正使用・適正処理が図られること。
- ・人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮したエコマテリアルの建設資機材を選定すること。
- ・施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効利用が図られ、総合的に環境負荷が低減されること。また、ZEB Oriented (以下「ZEB」という。) 認証の取得を前提とした省エネルギー性に配慮した計画とすること。

② 周辺環境保全

- ・施設建設や建物、設備等の稼働に伴う騒音、振動、風害及び光害の抑制等、周辺環境及び生態系へ及ぼす負の影響が低減されること。

(3) 安全性

① 防災

- ・施設の地震災害及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全確保が図られること。
- ・火災に対して、人命、財産、情報における耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難の安全が確保されること。
- ・水害や雪害に対して、雨水流入・流出抑制対策、落雪対策を行う等、人命、財産、情報の安全確保が図られること。
- ・風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られること。

② 機能維持

- ・ライフラインが途絶した場合でも、一定の機能維持が図られること。

③ 防犯

- ・外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、利用者のプライバシーにも配慮しつつ、セキュリティが確保されること。

(4) 機能性

① 利便性

- ・目的や利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備が確保され、移動等が円滑かつ安全に行えること。
- ・可動部や操作部の安全性が確保されること。

② ユニバーサルデザイン

- ・車いす利用者や、視覚・聴覚障がい者等、すべての利用者が円滑かつ快適に施設を利用できること。

③ 室内環境

- ・用途に応じた各種騒音への対策や遮音性等必要となる音環境が確保されること。
- ・用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光等必要となる光環境が確保されること。
- ・用途に応じた温湿度の設定や空調ゾーニング等必要となる熱環境が確保されること。
- ・用途に応じた換気や空気清浄度の確保等必要となる空気環境を確保できること。
- ・利用者の健康等に悪影響を与えず、快適に利用できる衛生環境が確保されること。
- ・人の動きや設備、周辺を含む道路交通、風等による振動により不快感を与えることのないよう性能が確保されること。

④ 情報（デジタル）化対応

- ・必要な通信機能等に対応した情報機能が確保されること。

(5) 経済性

① 耐用性

- ・ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。
- ・社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。

② 維持保全

- ・清掃や点検保守等の維持管理が効率的かつ安全に行えること。
- ・材料や機器等の更新が経済的かつ容易に行えること。

3. 施設整備の基本要件

以下に示す要求水準とともに、別紙等を踏まえた施設整備を行う。

(1) 土地利用・動線計画

【共通】

- ・敷地に対し、公共施設等を機能的な動線計画となるよう配置する。
- ・外部空間との連続性を重視し、光と風を建物内に取り込む等、自然を感じられる計画とする。
- ・徒歩や自転車による利用者のアクセスに配慮した配置・動線計画とする。動線は、連絡通路のほか、1階レベルからそれぞれの施設にアクセスできる動線とする。
- ・高山駅から公共施設等に訪れる利用者に十分配慮した動線計画とする。高山駅西口から複合・多機能施設及び連絡通路まで、車椅子利用者を含む複数の歩行者の相互通行に十分な幅員を有し、雨天時に濡れない動線を確保する。
- ・利用者が、それぞれの施設にアクセスする動線を選択できるように、階段等を設ける。
- ・利用者が特別な案内を受けずに容易に目的地まで到達できるように配慮する。
- ・障がい者等の動線は、一般動線の経路と同じになるよう隣接してエレベーター等を設置する。
- ・車両動線も含め、利用が集中した場合にも、すべての利用者が安全かつ円滑に各施設間、敷地内及び敷地周辺を移動できるよう配慮する。また、車両と利用者の動線は、可能な限り分離する。
- ・テレビ中継車の駐車場所等が、敷地内の他の通行等により影響を受けないよう配慮する。
- ・高山市民文化会館の解体後の土地活用等、周辺環境の変化も見据えた配置・動線計画とするとともに、各施設の外観（デザイン）、各室の配置、出入口等にも配慮する。
- ・車両出入口の位置及び形状については、道路管理者及び警察との協議の上、決定することに留意する。
- ・複合・多機能施設利用者の乗降場所等の公共施設に必要な機能は、敷地A・B内に配置するものとし、高山駅西口駅前広場の機能に依らない計画とする。
- ・各敷地の車両動線は、原則、左折による進出入とするほか、周辺の円滑な交通（渋滞の緩和）に配慮した計画とする。また、交通や搬出入に伴う騒音等、近隣への配慮を行う。

【複合・多機能施設】

- ・各方面からの自転車利用を想定し、施設への各出入口付近に利便性やデザイン性に配慮した駐輪場を分散配置する。駐輪スペースとして確保できることを前提に、舗装や芝生スペースとすることも可とする。
- ・敷地Aの駐車場への車両動線（IN・OUT）は、主なアクセスを西側（市道119）とし、平面駐車場や搬入ヤードへの出入口、一時的な乗降にも利用できる車寄せを適切に配置する。車両は、敷地A内で切り返しが行えるものとする。
- ・ごみ置場は、収集車が横付けできるように配置する。

【立体駐車場】

- ・敷地Bの立体駐車場への車両動線（IN・OUT）は、東側（市道119）、北側（市道699）及び南側（市道698）について、周辺の円滑な交通、敷地B内の動線、歩行者の安全性等の観点から総合的に評価した計画とし、複数の方向からのアクセスを

確保する。

【連絡通路】

- ・連絡通路は、複合・多機能施設と立体駐車場の間に、立体駐車場と複合・多機能施設の移動距離（歩行者）が努めて短くなるように配置する。立体駐車場と高山駅西口の移動距離にも配慮する。

（２）建築計画

① 平面・動線計画

【共通】

- ・各施設の用途、各室の特性を把握し、機能性、利便性に配慮した平面計画とする。
- ・機能の組み合わせによる新たな価値創造や、連携による相乗効果を想定した諸室の配置及び動線計画とする。
- ・施設内動線はすべての利用者が安全で円滑に移動できるよう配慮する。また、利用者が施設内で迷うことがないよう、現在の位置がわかりやすい配置や動線とする。特に、大ホールや多目的ホール等、大勢の利用者が集中するエリアは、日常からわかりやすい動線とし、直感的に外部へと出ることのできるような配慮を行い、緊急時の避難等がスムーズに行えるよう、十分に配慮する。
- ・階段や廊下等の移動空間は、明解かつ安全に利用できる計画とする。
- ・各施設のゾーニング、利用形態を踏まえた位置に、適切な基数及び仕様の昇降機を設置する。各施設への利用者用エレベーターの適切な配置の他、管理用エレベーターについても、計画に応じて必要な仕様の昇降機を設置する。
- ・連絡通路と各施設の接続階の動線は、努めて勾配をなくすものとする。構造上、やむを得ず勾配を設ける場合は、必要最小限に留めるとともに、安全対策を講じるものとする。

【複合・多機能施設】

- ・文化芸術部門は、それぞれが主催者や観客にとって利用しやすい配置及び動線とする。また、各ホールは、主催者等が駐車場から楽屋へアプローチしやすい計画とする。舞台裏において、出演者の動線と搬入動線が可能な限り交錯しないように計画する。
- ・他の利用者への配慮のため、ホール等における催しの開場を待つ利用者が、連絡通路、各室出入口前等にて待機することがない配置及び動線が望ましい。なお、利用者が集中し、屋外で待機することが想定される場合は、日除け及び雨除けのための庇等を設けた待機スペースを確保することが望ましい。
- ・交流部門は、使いやすいゾーニングとなるよう配慮し、各室での活動状況や練習が室外からも見えるような工夫を行う。また、一部の諸室は、大ホール及び多目的ホールの楽屋やリハーサル室としても使用が可能な計画とし、一般利用者の立ち入りを禁止できる配置及び動線とする。展示室は、企画展示を行うことで、市民が恒常的に集い、にぎわいの創出に寄与するとともに、そのにぎわいが周辺にも伝わるような配置計画とする。
- ・バックヤードにおいて、各機能間で楽器や大道具を移動しやすい計画とする。特に、搬入ヤードから各ホールへの動線には、段差を生じさせない計画とする。
- ・各室にて使用する備品等を格納する倉庫は、基本的に各室と同じ階に設置する。
- ・文化芸術部門及び交流部門は、搬入等を含めてバックヤードでの運営に支障の無い配置とする。また、主催者等が各エリア間を移動でき、演技やリハーサル等に利用

しやすい計画とする。

- ・メインエントランス以外に、サブエントランスを設置する等、各方面から効率的なアクセスが可能な動線とする。
- ・施設全体を有効かつ効率的に活用できる計画とする。後述の諸室において、適宜と示された機能及び特記のある機能については、単独の室として設ける以外に相互利用を想定した計画とすることも可能とする。相互利用を想定する場合は、各機能の利用形態や利用時間に適した配置及び動線となるように十分配慮した計画とする。

【立体駐車場】

- ・自動車の車両動線、利用者の歩行動線、駐車場管理上の動線を考慮し、相互の動線の交錯が少なく、安全で円滑な利用、効率のよい管理が可能になるように計画する。各駐車ますと連絡通路の開口部及び1階レベルの歩行者出入口の間の歩行動線は、特に安全で円滑な利用に配慮する。
- ・安全性及び防犯性の観点から、立体駐車場内外の見通しをよくし、自動車と歩行者の動線上に死角をなくす対策を実施するとともに、照明や防犯安全計画に配慮する。

② 階層・断面計画

【共通】

- ・各施設の特徴を踏まえ、利便性や施設間の連携に配慮した機能的な階層構成とする。
- ・各施設及び各室の特性に合わせて、快適性や合理性を踏まえた階高設定、断面計画とする。

【複合・多機能施設】

- ・文化芸術部門は、舞台及び客席空間の特性を踏まえつつ、各室の配置を含め、利便性や管理運営に配慮した階層構成とする。各ホールの舞台及び搬入ヤードは、2階以上に配置することを想定していない。
- ・交流部門（オープンスペースを含む。）は、利便性だけでなく、部門間の相乗効果や、施設全体の価値向上等を意識した配置とし、複数階に分散する階層構成としてよい。

【連絡通路】

- ・複合・多機能施設及び立体駐車場との動線や1階レベルからの移動距離等を踏まえ、利便性に配慮した階層構成とする。

③ 外観・立面計画

【共通】

- ・中心市街地や周辺の立地環境、市民利用主体の公共施設、隣接する高山駅等の要素を総合的に検討し、公共施設として良好な景観形成を図るだけでなく、高山市景観計画の模範的役割を果たす外観計画とする。
- ・外観は、年月を経て風合いが増す等、素材感を活かした飽きのこないデザインとなるよう工夫する。

【複合・多機能施設】

- ・立地や周辺環境を的確にとらえるとともに、大規模施設であることを踏まえて施設機能に対応した開放的なファサード構成やボリュームデザイン、色彩や素材の変化、開口部の大きさや位置等の工夫を行い、市の中心地に建つ建物、シンボルとしてふさわしいデザインとする。
- ・大ホールの舞台部分（フライタワー）については、周辺地域に配慮してゾーニングするものとし、日影の影響や圧迫感の軽減に配慮する。

④ 外装計画

【共通】

- ・外壁及び外装は、各施設、各室の用途に対し、室内外への十分な断熱・音響対策を行う。
- ・内部空間の構成にあわせ、断熱性を備えた外皮構成や開口部の配置とし、日射対策を行う等室内環境にも配慮した施設とする。
- ・外装材は、気候の影響や経年劣化等を考慮し、維持管理に配慮した長期的に機能及び美観が保たれる計画とする。
- ・周辺環境に配慮した開口部の構成とし、施設側から近隣建物、特に住家への目線対策（覗き込み防止対策）や車両のヘッドライトの遮蔽を行う。

【複合・多機能施設】

- ・西日（日除け）対策、舞台おろし（コールドドラフト）対策等、室内環境に配慮した計画とする。

【連絡通路】

- ・雨天時や積雪時においても、利用者が安全かつ円滑に、ストレスなく移動できる計画とする。

⑤ 内装計画

【共通】

- ・内装仕上は、素材感や色あいの工夫等、空間特性にふさわしい材料とし、場所に応じて居心地のよい雰囲気、イメージづくりに努める。
- ・仕上材は、各施設、各室の用途、特性や使用頻度等に応じた材料とし、美観や維持管理面に配慮した適切な材料を選定する。
- ・人が直接触れたり、物品の搬出入時に接触が想定される範囲（天井を含む）の仕上材については特に留意し、傷や凹み、着色のしにくい材料や、傷みが気にならないような材料、定期的な修繕のしやすい汎用性のある材料を用いる等の配慮を行う。
- ・使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を含むものを極力避け、環境面や改修時への対応にも配慮する。
- ・廊下、階段等の床材には、スリップ防止等の安全配慮を適宜行う。また、キャスター付の備品等の搬出入の際、騒音を発生させず、またキャスターや床面を損傷しないよう、適切な床材を使用する。
- ・特定天井とならない吊天井等についても、落下防止等、十分な安全対策を行う。
- ・ガラス壁や階段等において、利用者の足元が、下層階や施設外から不用意に視認できないよう工夫する。
- ・窓や戸には、適宜網戸を設ける。
- ・高山市公共施設等木造化方針に基づき、仕上げ材等に市産材を可能な限り活用する。また、市内の伝統工芸や伝統的な技法を内装、デザイン等に取り込むことを検討する。

⑥ サイン計画

【共通】

- ・サイン計画全般として、年齢や言語等の違いに関わらず、利用者が理解しやすいユニバーサルデザイン等に配慮する。また、単なるサインではなく施設のテーマ性にもあうサインとする。
- ・外部の主要動線からも視認できる位置に、施設名称のサインを設ける。将来の施設名称の変更や修繕等を見据えた計画とする。
- ・エントランス等の主要な場所に、施設の全体構成を示すフロア案内サインを設置する。高山駅東地区を含め公共施設周辺が表記された案内サインを適宜配置すること

が望ましい。

- ・トイレや階段、エレベーター等のサインは、誰が見ても分かるようにピクトグラムや色分け等、デザインの工夫を行う。
- ・駐車場や車寄せの出入口、進入禁止等のサインは、利用者の安全、円滑な進出入（渋滞緩和）を配慮して配置する。

【複合・多機能施設】

- ・建物動線の主要部やエントランスに、各室へと一目で利用者を誘導できる案内サインをわかりやすく設置し、大勢の利用がある場合に利用者が詰まることなくスムーズに流れるよう配慮する。
- ・主要な館内サインで表示する言語は、2カ国語（日本語（やさしい日本語を含む。）、英語）に対応したものとする。
- ・施設名称（愛称等）や各室名は、市が別途決定する。
- ・各室の入口等に室名のサインを設置する。必要に応じて「使用中」の表示や「関係者以外立入禁止」等を明示するとともに、増設や取替えができるよう配慮する。

⑦ 環境配慮計画

【共通】

- ・再生可能エネルギー等を積極的に活用し、環境啓発にも役立つ施設とする。
- ・利用者の快適性の確保に配慮した温熱環境とする。
- ・設備機器については、省エネルギー機器を積極的に導入し、光熱水費の節減に貢献するシステムとする。
- ・廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用も促進し、建設工事においてもリサイクル資材の活用を配慮する。
- ・日影、風害や光害（日光の反射を含む。）による、歩行者や周辺への影響に配慮する。
- ・敷地内の緑地やフリースペースの日照を確保する。
- ・設備機器や車両から発生する騒音、振動、排ガス等による周辺への影響をできるだけ軽減した施設とする。
- ・雨水流入・流出の軽減に配慮した施設整備を行う。

【複合・多機能施設】

- ・受注者は、Z E Bの認証基準を満たすよう、現場調査等必要となる調査を実施した上で、Z E B化実施設計を行う。また、実施設計にあたっては「暮らし・にぎわい再生事業（国土交通省）」等の補助金活用を想定し、適切な時期に建築物エネルギー性能表示制度（B E L S）によるZ E B認証取得手続きを行う。

⑧ 防災安全計画

【共通】

- ・地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保する。
- ・施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じる。地下フロアを設ける提案の場合は、浸水及び冠水について十分に配慮する。
- ・多数の利用者を安全に避難誘導できる施設とする。
- ・不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難等、安全管理に配慮する。
- ・昼夜ともに、敷地外周及び建物外周の自然監視性を確保する。
- ・共用部等には、できる限り、死角となる場所を設けない。死角となる場所には、防犯カメラを設置する等の適切な措置を行う。
- ・植栽や工作物等は、死角を作らないように配慮する。

- ・緊急車両の寄り付きが可能な動線を確保する。
- ・バルコニー、階段、連絡通路等については、人員及び物品の落下防止に配慮する。
- ・建具等ガラスについては、自然災害や不慮の事故等によるガラス破損時の飛散及び落下による危険防止に配慮する。

【複合・多機能施設】

- ・災害時に、一時的な避難ができる施設とする。また、物資集積スペースとして、多目的ホールのほか、大ホールの舞台やオープンスペースを一時的に利用できる施設とする。

⑨ ユニバーサルデザイン

【共通】

- ・高山市誰にもやさしいまちづくり条例を遵守する。
- ・各室の扉は各エリアの機能に支障のない範囲で引戸を採用する等、誰もが利用しやすいものとする。また、車椅子利用者等にも配慮し、必要に応じ自動ドアを設ける。
- ・ガラス壁面等の場合には、衝突防止等、安全への配慮を十分に行うこと。
- ・災害等の緊急避難時に、聴覚障がいがある人にも視覚情報の表示で誘導できる措置を行う。

【複合・多機能施設】

- ・バリアフリースイレを施設内に分散して配置する。

⑩ ライフサイクルコストの低減

【共通】

- ・施設のインシヤルコストだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮し、ライフサイクルコストの低減を図ることのできる施設とする。
- ・修繕や更新は長期修繕計画に基づき実施することとし、ライフサイクルコストの低減を図る。
- ・再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用等により、維持管理費の節減を考慮する。
- ・耐久性や信頼性の高い材料及び設備の採用等、施設の長寿命化を図る計画とする。
- ・維持管理や修繕のしやすさ、設備更新の搬入経路の確保等、建築及び設備の更新、修繕を容易に行える計画とする。
- ・漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上げ材の剥離、膨れ、乾湿の繰り返しによる不具合、結露に伴う仕上げ材の損傷等が生じにくい施設とし、容易に修理できるよう配慮を行う。
- ・利用者が利用するスペースにある器具類は、十分な破損防止対策を行った上で、交換が容易な仕様とする。
- ・将来の情報通信技術の進歩等への対応に配慮した施設とする。

⑪ 豪雪地帯対応計画

【共通】

- ・敷地は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されていることから、十分な調査検討を行い、積雪や凍結等の気候風土に留意し、経済性の確保と同時に、快適な温度環境の提供、施設全体の耐久性の向上、その他利用者の安全確保に配慮した計画とする。また、ヒートブリッジの回避には十分配慮する。
- ・凍害による劣化や破損等に配慮するとともに、結露水の排出経路の確保等、十分な結露対策を行う。
- ・各敷地内、特に立体駐車場においては、敷地外において車両に付着した融雪剤等へ

の十分な塩害対策を行う。

- ・連絡通路下の市道も含め、落雪、落氷による事故を防ぎ、積雪や路面凍結に対する安全性の確保に配慮する。
- ・冬季の季節風について、建物内への寒気の吹込みを和らげるよう、建物配置、形状、風除室、エントランス、窓、植栽等に配慮する。
- ・除雪及び融雪の方法は、経済性、維持管理の負担、利用者の利便性等の観点から総合的に評価した計画とする。
- ・雪置き場は、除雪が効率的に行える位置とするとともに、利用者の利便性や安全性に配慮する。また、雪置き場の排水経路を適切にする。

【複合・多機能施設】

- ・オープンスペース等の開放的な空間や職員等が常時使用する区画等は、可動式の間仕切り壁等を設置する等、暖房の効果を高める工夫を行う。間仕切り等は、職員等が必要に応じて移動や設置ができるものとし、デザインや未使用時の格納スペースにも配慮する。

(3) 構造計画

① 耐震性能

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説に基づく耐震安全性の分類として、下表の耐震性能以上を有する計画とする。

施設	構造体	建築非構造部材	建築設備
複合・多機能施設 連絡通路	Ⅱ類	B類	乙類
立体駐車場	Ⅲ類	B類	乙類

- ・構造体は、計画に応じて保有水平耐力に基づく計算等、関係法令や所定の評価機関による十分な耐震性を確保する。

② 構造計画

- ・建物は建築・空間計画と整合したバランスのよい合理的な構造・架構形式とする。
- ・基礎構造は、敷地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基礎形式とし、地盤沈下等の影響がないよう配慮する。
- ・各施設、各室の特性に基づく荷重条件に対して、十分な耐荷重を備えた構造とする。

③ 耐久性能

【複合・多機能施設】

- ・躯体の耐久性能は、大規模補修が不要な期間として、50年以上を確保する。(建築工事標準仕様書／同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事 (日本建築学会) に定める計画供用期間において「標準 (大規模補修不要期間 65 年)」以上の耐久性能を確保する。)

④ 騒音・振動対策

【共通】

- ・施設周辺に対して、騒音や振動の影響を与えないよう十分に配慮する。

【複合・多機能施設】

- ・大ホールや多目的ホール等、大音量や振動を伴う同時利用においても騒音や振動の伝播をできるだけなくすため、各ホール部分と他のエリアとの構造的な工夫 (浮床構造等の防振対策) を行う。なお、構造や仕上材で十分な騒音及び振動対策を講じた上で、大音量や振動を伴う利用においても各室間で空気伝播および固体伝播の影

響を極力抑えられるよう、防振計算等の検討により支障がないと確認できる場合は、通常の構造とすることができる。

(4) 設備計画

① 基本事項

【共通】

- ・施設の持つべき性能が十分に確保され、周辺環境に対しても十分に配慮した施設とする。
- ・設備方式は、環境保全性、安全性、操作性、経済性、保全性、耐用性及びユニバーサルデザインについて、総合的に判断し選定する。
- ・設備スペースの大きさについては、主要機器の設置スペース、附属機器類の設置スペース、保守管理スペース、機器の搬出入スペース、将来の設備容量の増強のための予備スペース等に留意する。
- ・建物内の配線・配管については、保守性や更新性（将来のメンテナンス、取替え等）を考慮し、適切な経路及び空間により計画する。また、配管については系統別に色分け表示を行う等の工夫を行う。
- ・パッシブデザインの採用や再生可能エネルギーの有効活用等、省エネルギーや資源節約に配慮し、ランニングコストの低減及び環境保全に努める。

【複合・多機能施設】

- ・複合・多機能施設及び連絡通路の設備全般の監視は、中央監視方式とし、主要な設備機器は、中央監視室で一括管理することが可能な計画とする。事務室は、中央監視室と連携して、必要な監視ができるものとする。
- ・大ホール及び多目的ホールのNC値をはじめ、全体として各室の運用時の静かさを十分に実現する。
- ・遮音や振動に十分配慮し、各部門の同時稼働に影響がないようにする。
- ・舞台各種設備との整合に配慮し、特にインバーター制御による高周波ノイズが音響設備に影響しないよう配慮する。また、設備機器が発する騒音や振動の制御及び機器や配線からの電氣的な発振の影響が音響設備に出現しないための配置位置や配線ルート等に配慮する。
- ・建築設備耐震設計・施工指針に基づき、ダクト、配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を万全に行う。

② 電気設備

主要機器は、室内配置とする。

ア 照明・電灯コンセント設備

【共通】

- ・管理区分に配慮した照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行う。非常照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する。
- ・照明については自然光との調和及び空間演出を行い、必要に応じて照度、色温度が変更できるようにする。
- ・可能な限りLED照明を全面的に採用する。
- ・照明は、省エネに配慮し、初期照度補正機能（制御コントローラー付）とする。
- ・照明器具等は汎用品を使用し、取替えがしやすいよう工夫する。吹抜等高所にある器具については、容易に保守管理ができるよう配慮する。
- ・設計照度は、JIS等の基準に準拠して決定する。

- ・外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- ・将来の改修工事を見据え、配管及びケーブルラック等の予備スペースを適宜見込むこととする。

【複合・多機能施設】

- ・大ホール及び多目的ホールの間接照明や誘導灯、足下灯は、調光操作卓等からの調整、消灯ができるようにする。
- ・大ホール及び多目的ホールの舞台ゾーン及びホワイエは、電源回路や容量に余裕を持たせ、多様な使い方はじめ、清掃、保守管理及び電源が必要な備品の設置にも十分配慮する。
- ・舞台内コンセント、楽屋の化粧台前コンセント及びバックヤードの廊下のコンセントは、同時利用が行えるよう、単独回路で構成する。
- ・大ホール及び多目的ホールの客席照明は、舞台照明と一体となった調光装置付とする。なお、照度設定は、岐阜県興行場法施工条例に対応させる。
- ・コンセントは、1箇所につき2口以上を基準とし、原則各室には4箇所以上を設置するほか、建築設備設計基準に準拠して決定する。
- ・各室の利便性に応じた回路構成とし、照明設備の点灯点滅方式は管理運営に配慮したものとする。
- ・床埋め込みのコンセントを設置する場合は、つまずき防止のためフラットなものを使用する。

イ 誘導支援設備

【共通】

- ・ユニバーサルデザインの観点から、障がい者等のための誘導支援システムを設置し、利用者が安全かつ円滑に利用できるようにする。

【複合・多機能施設】

- ・大ホール及び多目的ホールについては、高山市誰にもやさしいまちづくり条例に基づき、難聴者支援装置を設置する。方式及び設置範囲は事業者の提案による。

ウ 電話・テレビ共聴・情報通信設備

【複合・多機能施設】

(ア) 構内電話設備

- ・各室に配管配線工事を行う。将来の改修工事を見据え、配管等の予備スペースを適宜見込むこと。
- ・事務室及び中央監視室に外線電話を設置する。
- ・各室に内線電話を設置する。管理の利便性に配慮し、適宜ワイヤレス機器等を導入する。

(イ) 携帯電話設備

- ・携帯電話については、全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行う。

(ウ) テレビ共同受信設備・全国瞬時警報システム受信設備

- ・アンテナによる受信方式とし、各室直列ユニットまでの配管配線を行う。
- ・全国瞬時警報システムを放送設備を通じて施設内に放送できるように受信機を設置する。

(エ) テレビ電波障害防除設備

- ・テレビ電波障害調査を実施し、建設（工事中を含む）に伴い近隣に電波障害が発生した場合は、本事業にてCATV等による電波障害対策を行う。

(オ) 構内情報通信網設備

- ・施設利用者にインターネット環境を開放するため、各所（ホールを含む。）に無線LANアクセスポイントを設ける。ただし、将来の機器更新等に備え、配線へのアプローチや設備切り替え等が容易に行えるものとする。
- ・管理部門は、有線LANを設置する。

(カ) 火災報知設備

- ・関連法令により、受信機、感知器等を設置し、配管配線工事を行う。

(キ) 構内通信線路設備

- ・インフラ引込み管の位置、高さ、形式を十分に調整するとともに、長期の地盤沈下及びメンテナンス・改修のしやすさに配慮する。

エ 構内配電線路設備

【共通】

- ・電力引込み及び外構に関する配管配線工事を行う。なお、将来の改修をスムーズにするため予備配管等を設ける。

オ 受変電設備

【複合・多機能施設】

- ・電気室に設置し、受電及び変電を行う。
- ・インバーター制御等による高周波の発生に対し、機器対応を含め、施設に影響が及ばないよう配慮する。
- ・電気室は保守性、将来の更新や増設に配慮した位置に設ける。
- ・舞台設備専用の電源や接地は別にする等、負荷系統に適した計画とする。

カ 自家発電施設

【複合・多機能施設】

- ・災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備する。関連法令に定めのある機器類の予備電源装置として設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置する。

キ 時計設備

【複合・多機能施設】

- ・施設内要所及び各室に時計を適宜設置する。電波時計を積極的に活用する。
- ・大ホールの舞台袖や各ホールの調整室等については、黒地に白表示（デジタル表示）で時刻がわかりやすく静音型の時計とする。

ク 放送設備

【共通】

- ・関連法令及び施設内案内用に放送設備を設置し、配管配線工事を行う。また、管理区分別で放送が可能とし、BGM放送ができるようにする。

【複合・多機能施設】

- ・主要機器は、中央管理室及び事務室に設置する。

ケ 映像・音響設備

【複合・多機能施設】

- ・大ホール及び多目的ホールにおけるテレビ中継に対応した、電源、アース、音響及び映像回線設備を設けるとともに、中継車駐車位置から舞台及び客席に至る仮設ケーブルを敷設するための貫通口及びケーブルフックを設ける。

コ 動力設備

【共通】

- ・給湯設備、空調機、ポンプ類等への配管配線工事及び幹線工事を行う。動力制御盤は、原則として各機械室内に設置する。

サ 防犯設備

【共通】

- ・防犯設備は、停電等の緊急時の使用にも配慮する。
- ・関係法令、高山市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、防犯カメラを適宜設置する。

【複合・多機能施設】

- ・建物出入口は、常時出入監視を行うことができる設備を備える。その他、職員等の入退館における鍵等の一括管理、鍵管理等を含めた防犯設備、監視設備等を適切に設置する。
- ・防犯カメラは、各出入口やエントランス、ホワイエ、エレベーター、外構の主要部分、一般利用と管理エリアの境界部分、死角となる部分等、管理運営上必要な場所に適宜設置し、録画機能を備えた監視モニターを中央監視室及び事務室に設置する。
- ・各室及び外部との出入口は、原則施錠できるようにする。
- ・管理区分別にマスターキーを作成し、グランドマスターキーにて全館の管理が行えるようにする。
- ・職員用出入口については電気錠テンキーロックとする。

③ 機械設備

ランニングコストの低減に配慮し、省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に配慮した施設とする。また、配管については系統別に色分け表示を行う等、維持管理や更新性、メンテナンス性に配慮する。

ア 空調設備

【複合・多機能施設】

- ・各ホールや吹抜け部分等の大空間は、人の居る空間が快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムとする。
- ・各室の空調設備は、当該室において個別に操作できるものとし、一般空調については、中央監視室内で運転管理できるようにする。中央監視室内に設けられない場合は、別室にて一括管理することも可とするが、中央監視室との動線に配慮する。
- ・空調の稼働によって、ドアの開閉等の機能に影響がないように配慮する。
- ・大ホールの舞台袖において、客席部分と舞台を個別に温湿度管理ができるようにする。
- ・舞台等での仕込み及び撤去と本番上演、負荷の大きな変動、時間外使用等の特殊な用い方に効率よく対応できるよう配慮する。
- ・舞台上部は、コールドドラフト防止をはじめ、幕ゆれの防止等、良好な環境を確保し、舞台上演や演奏及びそれらの演出等、客席での鑑賞に支障のないよう配慮する。
- ・インバーター制御による高周波ノイズによって音響設備等に影響が出ないよう、空調設備の十分な対策を行う。
- ・ホール客席における気流による不快感に配慮した吹出し口配置とする。
- ・ホールの客席や舞台、楽屋、各調整室、交流部門各室等、空調運転時の静かさを確保する。

- ・コンクリート製のシャフトやピットを設ける場合は、容易にメンテナンスできるよう配慮する。
- ・騒音、振動、排ガス及び排熱等について建物内及び近隣に対して公害源とならないよう配置に留意し、必要な防振、防音等の措置を行う。

イ 換気設備

【複合・多機能施設】

- ・居室には 24 時間換気対応の換気設備を設置し、その他の諸室についても必要に応じて換気設備を設置する。

ウ 自動制御設備

【複合・多機能施設】

- ・中央監視方式とし、中央監視室等で監視・制御する。

エ 熱源設備

【複合・多機能施設】

- ・冷房熱源、暖房熱源、給湯用熱源のシステムについては、エネルギーや燃料の種別を含め、最適なシステムを導入する。

オ 給排水衛生設備

(ア) 給水設備

【共通】

- ・給水系統及び配管材料は、ライフサイクルコストの低減への配慮を踏まえ、受注者の提案によるものとする。なお、接続については、市の水道部等と協議する。

(イ) 排水設備

【共通】

- ・排水系統及び配管材料は、ライフサイクルコストの低減への配慮を踏まえ、受注者の提案によるものとする。なお、接続については、市の水道部等と協議する。
- ・災害時にマンホールトイレとして使用できる設備を、施設や周辺の状況を踏まえ、適宜配置する。形式等は、受注者の提案によるものとする。

(ウ) 衛生器具設備

【複合・多機能施設】

- ・大便器は洋式とし、温水洗浄便座及び便座ウォーマーを装備する。高齢者、障がい者、幼児にも使いやすい器具を採用し、節水型の衛生器具及び水栓を使用する。また、擬音装置を設置する。
- ・小便器は自動水洗方式とする。
- ・洗面所、手洗い等の水栓は自動水栓とし、適温給湯が可能なものとする。
- ・トイレの洗面所にはエアタオルを適宜備える。なお、騒音に配慮する。
- ・トイレにはおむつ交換スペース、ベビーチェア、ベビーベッドを適宜備える。こどもの遊び場に近接するトイレは、個室にベビーチェアを可能な限り設置する。
- ・こどもの遊び場に近接するトイレは、こども用の大便器及び小便器を備える。
- ・トイレの洗面台や小便器には、傘掛け、荷台等を設置する。
- ・バリアフリートイレはオストメイト対応とする。また、ユニバーサルシートを設置する。
- ・ブース扉にイラストプレートを設け、扉の開閉によりプレート角度が変わり、空気が一目で分かるよう配慮する。
- ・有事に個室にいる視覚障がい者、聴覚障がい者に緊急を知らせる工夫をする。
- ・モニタースピーカーを設置する。

- ・原則として、各トイレには、清掃用具入れを設ける。

(エ) 給湯設備

【複合・多機能施設】

- ・給湯の必要なトイレ、給湯室、その他諸室に、受注者の提案による方式、配管材料により給湯設備を設置する。
- ・楽屋関係の給湯設備は、十分な容量を確保する。

(オ) ガス設備

【共通】

- ・受注者の提案によるものとする。

(カ) 消防設備

【共通】

- ・消防法や条例等、各種法規に準拠した消火設備を設ける。
- ・消防地理、消防水利及び消防隊活動通路の確保について、必要な調整及び対応を行う。

カ その他設備

(ア) 厨房設備

【複合・多機能施設】

- ・テナント部門の厨房設備は、テナント工事（臭気対策含む）とし必要なインフラ供給（区画内突出しキャップ止めまで）を行う。

(イ) 自動体外式除細動器（AED）

【複合・多機能施設】

- ・AED（1台）は、施設開館時間以外にも使用できる位置に設置する。施設の雰囲気配慮し、標識等により設置場所を明示する等、AEDを備え付けていることを明示する。
- ・受注者は、高山市民文化会館から、AED本体及び屋外収納箱を移設する。

④ 昇降機設備

【共通】

- ・エレベーターは、高山市誰にもやさしいまちづくり条例に対応させる。
- ・エレベーターの行先ボタンは階表示を大きくする。また、SOSボタンは、聴覚障がい者用も設置する。
- ・エレベーター内に録画機能を備えた防犯カメラを設置する。
- ・エレベーター内に事務室等との通話装置を設置する。
- ・エレベーター内に防災用備蓄キャビネットを設置する。
- ・エスカレーターを設置する場合は、安全性、機能性、経済性に配慮するとともに、高山市誰にもやさしいまちづくり条例に対応した仕様とする。

【複合・多機能施設】

- ・一般の利用者が使用するエレベーターは、2基以上設置する。交流部門における活動に必要な備品等の運搬にも使用することから、十分な空間（参考基準：キャスター付の会議用長机が複数積載できる広さ）を確保するとともに、傷や凹み、着色のしにくい材料や、傷みが気にならないような材料選定、定期的な修繕のしやすい汎用性のある材料を用いる等の配慮を行う。

4. 複合・多機能施設

(1) 基本事項

複合・多機能施設は、本事業において整備する公共施設等の中核となる施設である。

1. 施設整備の基本方針のほか、以下に示す要求水準及び別紙の内容を踏まえた施設整備とする。

施設構成		諸室等	
複合・多機能施設		－	
文化芸術部門		－	
大ホール	客席関係	客席（1, 200 席以上）、親子室、ホワイエ、ホワイエ備品庫、客用トイレ	
	舞台関係	舞台、舞台備品庫、ピアノ庫、照明備品庫・音響備品庫、機構制御盤スペース、調光器盤スペース、アンプ室、搬入ヤード	
	技術関係	調光操作室、音響調整室、映像投影室、フロントサイドライト投光室、シーリングライト投光室、フォロースポットライト投光室	
	楽屋関係	小楽屋（3 室）、中楽屋、楽屋トイレ、楽屋備品庫、楽屋ロビー、給湯室、シャワー室、洗濯所、喫煙所	
多目的ホール	客席関係	客席（300 席以上）、親子室、ホワイエ、ホワイエ備品庫、客用トイレ	
	舞台関係	舞台、舞台備品庫、照明備品庫・音響備品庫、機構制御盤スペース、調光器盤スペース、アンプ室	
	技術関係	調整室、フロントサイドライト投光室、シーリングライト投光室、フォロースポットライト投光室	
	楽屋関係	小楽屋（2 室）、楽屋トイレ、楽屋備品庫、楽屋ロビー、給湯室、シャワー室、洗濯所、喫煙所	
交流部門		－	
マルチルーム	特大会議室、大会議室、中会議室（6 室）、小会議室（14 室）		
ユニークルーム	展示ルーム、創作スタジオ、キッチンスタジオ、音楽スタジオ（3 室）、和室（2 室）		
オープンスペース	－		
子育て支援部門		－	
こどもの遊び場	－		
ファミリーサポートルーム	－		
テナント部門		－	

管理部門	事務室、休憩室・更衣室・倉庫、舞台技術控室、清掃員控室、中央監視室、ごみ置場
共用部門	共用トイレ、授乳室、多目的ブース、給湯室、エントランス・風除室・廊下・階段・エレベーター等、自動販売機コーナー、喫煙所、電気室・空調機械室・E P S・D S・P S等

(2) 文化芸術部門

① 基本事項

- ・多世代にわたり、多数の市民の芸術鑑賞機会を確保するため、集客力の高い様々なコンテンツを提供できる魅力的な空間とする。
- ・世代や地域を超えた交流を促進するため、市民の創作活動や多様な表現を発表する場として活用できるホールとする。
- ・快適で、そして安全・安心に利用及び鑑賞でき、何度も繰り返し活用したくなるホールとする。
- ・舞台機構をはじめとする特殊設備の安全な操作環境や、舞台を支えるスタッフの作業空間の機能性を重視したホールとする。
- ・各ホールは、それぞれ独立した有料公演が行えるよう、チケット確認から入場までの動線を完結できる計画にする。また、両ホールの同時使用による催し等も円滑に運用できるものとする。

② 大ホール

ア 基本事項

市民の主体的な文化芸術活動の発表の場としての役割を担うとともに、様々な舞台芸術に触れられる「幅広い劇場機能」と「居心地のよい鑑賞環境」を実現する。

イ 用途

- ・音楽：オーケストラ、吹奏楽、室内楽、ピアノ、合唱、声楽、市民オペラ等の生音系の他、ポピュラー、ロック、ジャズ、演歌等の電気音響系の利用
- ・演劇、ダンス：各種演劇、ミュージカル、バレエ、ダンス等の利用
- ・伝統芸能：歌舞伎、能、狂言、邦楽、民謡、邦舞等の利用
- ・集会その他：各種集会、講演、テレビ番組収録等の利用
- ・興行については、地方公演レベルを想定

ウ 空間計画

(ア) 客席計画

- ・座席数は、合計 1,200 席以上（車椅子用の席含む）とする。
- ・上記座席とは別に、客席最後列後ろの空間等を確保し、可能な限り、立見席や仮設席を設ける。
- ・客席は 2 層以上とする。1 階席のみを使用する中ホールのような利用も想定して、1 階のみ利用時は 2 階以上への立ち入りを禁止できる動線とし、また、1 階席の席数は 800 席程度を確保する。
- ・客席空間は、大ホール利用はもとより、中ホール利用においても、照明の点灯点滅方式や負荷変動に効率よく対応できる空調方式にするとともに、全席に出来る限り良好な鑑賞環境を確保し、適切な階層構成とする。なお、サイドバルコニー席は想定していないが、設ける場合は、見切れ席をできる限り避けるものとする。
- ・客席から、誰でも舞台に上られるような動線とする。

- ・前方の客席 100 席程度のスペースは、オーケストラピット及び前舞台を構成できる構造とする。
- ・舞台の上手下手それぞれに脇花道を構成できる構造とする。
- ・全ての客席から舞台が十分に見渡せるものとする。
- ・舞台に正対する座席は視認性を踏まえ、千鳥配置とする。
- ・舞台先端から 1 階席奥までの最大視距離は 25m 以内が望ましい。
- ・各列の横並びは、観客の出入りや迅速な避難等を考慮し、適切な席数とする。
- ・P Aエリアは、1 階席最後部に必要に応じて座席を取り外して設置できるものとする。さらに、客席後方には、持込映像装置、T Vカメラを設置して利用できるスペースを適宜設ける。
- ・客席内の 1 階席最後列、P Aエリアから舞台まで、持込機材等の配線作業が容易にでき、配線が露出しない形状の配線スペースを確保する。
- ・車椅子席は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で規定する席数以上を確保し、位置は 1 箇所限定せず、各階に配置する。出入口から車椅子利用者自身で容易に到達できる位置とし、医療機器等の使用に対応するためのコンセント等を設ける。
- ・内装及びデザインは、居心地がよく、落ち着いた空間となるよう配慮する。
- ・椅子は、長時間の着席にも疲れづらく座り心地のよい仕様のものとし、座席幅 530 mm程度、座席間隔 950 mm程度の配置としてゆとりを持たせる。背もたれの高さは、後列の観客の鑑賞の妨げにならないよう配慮する。
- ・座は、自動で起立する機構とし、バリアフリーに配慮する。座の起立速度は、緩やかな一定速度を保つものとし、利用者の起立・着席時の安全性を確保する。
- ・席番銘板は、視認性がよく、自席を誤認しにくく、利用者が触れることによる劣化を最小限にできる素材や位置とする。通路側床に列番号銘板を取付ける。席番は、数字での構成（例えば「1 列-1」等）を基本として、階や左右配置等を必要により付し、利用者及び席を案内する者がわかりやすい構成とする。
- ・通路や階段は、舞台との連続性に配慮し、歩きやすさに配慮するとともに、避難時のスムーズな移動に十分配慮する。椅子のない階段や最後列の横通路等にも足元灯やノンスリップ灯等を設け、上演中でも観客が安全に移動できるようにする。
- ・公演中における観客の出入りによって演出が妨げられないことがないように、全ての客席出入口は二重扉として、光や音を遮る前室を設ける。
- ・持ち込み機材等による運用時に客席床に配線等が露出しないよう、扉上のケーブルフック、壁面沿いの入巾木、ケーブルピット等により処理する。
- ・上階席の階段や通路における転倒や落下防止に配慮し、通路の階段手摺りや座席にぎり玉、バルコニー席突き当たり部分の高さ 1,100mm 程度の手摺り（開演時、少人数でスムーズに折りたたみ可）を設ける。
- ・演出家や照明・音響デザイナーが舞台稽古等で利用するためのマイクコンセント、L A N、内線用の電話口、電源コンセント等を設ける。

(イ) 舞台計画

- ・舞台面は、1 階レベルを想定し、搬入等の作業性に配慮した計画とする。
- ・音響反射板利用時に舞台と客席が一体の空間になるように計画する。学校等の利用を想定し、可動式の音響反射板を設置した状態で、学年単位での合唱（150～200 名程度）等も可能な十分な広さを確保できるものとする（参考基準：舞台の建築開口は幅 20m 程度、高さ 12m 程度）。

- ・バレエやダンス利用等も想定した十分な広さの演技エリア（緞帳から Horizont 幕まで）及び舞台袖を確保する（参考基準：幅と奥行きは 14.5m×14.5m 以上、上手、下手側にそれぞれ 7.3m×14.5m 程度の舞台袖）。
- ・楽屋ゾーンの廊下から舞台への光や音漏れに配慮する。
- ・舞台空間は基本的に黒色の内装とする（スノコ下端まで）。グラスウールを中心とした吸音面を適切に配置し、舞台面から 4m 程度までの高さは、機材等が立て掛けられるよう、木繊維セメント板等の堅い仕上とする。
- ・舞台袖には手洗い器や掃除用流しを設置する。
- ・映像のライブビューイングが可能な設備を設けるとともに、大ホール、多目的ホールのライブ映像を相互に放映できるようにする。なお、信号線等についてはバックアップ対策を行う。
- ・舞台裏で上手と下手への動線を確保する。
- ・ホール舞台袖等には、必要な直電源、LAN、映像・音響関係配線等を設ける。
- ・トラス等の長尺物の搬出入がスムーズにできるようにする。
- ・持ち込みのラインアレイスピーカー等の機材を固定するため、埋込式フックを適宜配置する等の工夫を行う。

(ウ) 音響計画

- ・遮音や振動に十分配慮した防音、防振構造とし、多目的ホール、交流部門諸室や子育て支援部門諸室との同時稼働に、影響のないよう配慮する。
- ・静かさの基準（室内騒音低減目標値）として、運用状態で NC-20 以下を目標とする。なお、受注者は、要求水準を踏まえ、望ましい残響時間等の提案を行う。
- ・アコースティックなコンサートやバレエ等、生音を中心とする演目に適した音響とするとともに、ロック、ポップスや、演劇、ミュージカル等の上演も可能な音響を確保する。
- ・反射面及び吸音面を適切に設け、直接音や初期反射音が多く得られ、明瞭度が高く、質の高い音を確保するとともに、客席の壁や天井に設置した幕類等、簡易なもので吸音し、残響や音響を調整できるようにする。なお、壁面や天井の可変（昇降）等による残響可変機構等の設置は想定していない。
- ・音圧分布に極端な偏りが出ないように配慮する。

エ 舞台機構

(ア) 基本方針

- ・プロセニウム方式とする。
- ・吊物設備は、基本的にバトン形式とし、演技エリアの大きさに適したバトン本数を設置する。
- ・吊物配置計画においては、演出の自由度に配慮した計画とする。
- ・最新のシステムを積極的に取り入れる他、将来の改修等も見据えた計画とする。

(イ) 吊物機構設備

- ・吊物機構は、道具バトン類、ライトバトン、諸幕用バトン類、音響反射板で構成する。主に舞台上部と客席前方エリア上部に設置する。
- ・ライトバトン、道具バトン、幕バトン類に関しては、メモリ機能や荷重検出機能を設ける。
- ・音響反射板は、舞台上の生音の響きを客席に明瞭に届けるため、反響に最適な材質、質量、反響面角度等を検討した音響設計とする。また、音が効率よく客席に届くように正面、側面、天井反射板の隙間や客席天井面との隙間を極力少なくし、

板厚の薄い部分も少なくする。

- ・舞台上の出演者が、天井や側面からの初期反射音を明瞭な状態で聞き取れるようにする。
- ・音響反射板の可動については、養生や重量バトンのフック掛け等の作業をできるだけ少なくし、少人数で安全かつ迅速に設置及び収納が可能なシステムとする。
- ・音響反射板の出入扉は4箇所設置し、内2箇所はフルコンサートピアノがスムーズに出し入れできる大きさとする。
- ・音響反射板の開口は幅20m程度、高さ12m程度とし、コンサート時の舞台部と客席部の音のつながりをよくするため、可動式音響反射板の天井高を十分確保する。
- ・音響反射板の内側にスクリーン、看板兼用の昇降ボタン（電動又は手動）を設置する。

(ウ) 床機構設備

- ・床機構は、オーケストラ迫りで構成する。
 - ・オーケストラピットへの転換は昇降や移動を電動とし、手動の作業を可能な限り少なくし安全かつ迅速に設置及び収納ができるようにし、出入口も設ける。
 - ・オーケストラピット利用時に演奏面の高さ調整ができるようにする。
 - ・オーケストラ迫り利用時には、1階席前部の客席を客席下に収納する等、収納場所を適切にする。
 - ・オーケストラ迫りは前舞台として利用できるようにする。
 - ・オーケストラピット利用では三管編成のオーケストラが演奏できるようにする。
- また、オーケストラピット内に必要な数のコンセントを設ける。

(エ) 機械・操作・制御部

- ・ボタンは、同時運転の稼働もできるよう電源容量を確保する。
- ・近年の傾向に則したP C利用の操作卓や制御システムを導入する。
- ・インターロックやバックアップ機能等の安全性能を充実する。

(オ) 諸幕類

- ・諸幕類として、緞帳、暗転幕、一文字幕、袖幕、中割幕、映写スクリーン、大黒幕、 Horizont幕、松羽目等を設置する。

オ 舞台照明

(ア) 基本方針

- ・現代の舞台芸術から古典芸能まで多様な演目に対応できる設備内容とする。
- ・各公演の持ち込み機器対応のため、回路の増設が可能な電源、移動型調光器等を確保する。
- ・演技エリアの大きさに適したライトバトンの本数を設置し、灯体等の吊り込み作業は床レベルで行うことを前提とする。
- ・舞台照明全体のシステムは、LED機器を積極的に導入する。

(イ) 調光設備

- ・ムービングライト等の使用を想定した機能、プリセット入力等演出機能や可搬性にも配慮した調光操作卓を設置する。
- ・音響反射板の照明と客席照明について、色合い等の調光を連動できるようにする。
- ・催しによって最小限の舞台技術スタッフとなる場合も想定し、舞台袖にて操作主幹の電源入切や簡単な仕込み等の操作ができるよう配慮する。
- ・外部からの持ち込み対応も想定し、持ち込み卓用コネクタを設置する。
- ・制御回路としてDMXに加え、LAN回路も設置する。

(ウ)電源部

- ・調光主幹盤、分電盤、調光器盤または直電源盤で構成する。
- ・舞台芸術の演出に対応した電源容量や調光回路数を確保する。
- ・将来対応を見込み、ムービングライトやLEDライト用の直電源 100V、200V を設ける。
- ・仮設分電盤を舞台袖及び舞台奥に適宜設置して大容量の給電に対応する。

(エ)負荷設備

- ・舞台フロアコンセント、舞台サスペンションライト、 Horizont ライト、客席サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライト、バルコニーライト、フォロースポットライト等で構成する。
- ・演技エリアに対して、サスライトボタンを 4 列配置する。
- ・フォロースポットライトは 3 台分の電源を確保する。

(オ)移動器具

- ・エフェクトスポット等効果器類は、エリプソイダルライトや映像設備等を利用する。
- ・LEDライトやムービングライトの導入も視野に入れた器具とする。

カ 舞台音響

(ア)基本方針

- ・基本的な拡声、録音、再生ができる構成とし、講演会から舞台芸術等まで対応可能な設備内容とする。なお、複雑な演出に関しては、持込対応とする。
- ・光配線等のインフラ部分も含め、ネットワークオーディオによるフルデジタルの舞台音響システムとする。また、ノイズ混入防止や将来の拡張性にも配慮する。
- ・任意の客席位置からもPA卓を遠隔操作できるような対策を講ずる。
- ・生音の響きを重視しつつ、PAを利用したイベントにも対応できるような音響設計とする。
- ・持ち込み機材（音響調整卓、DSP 架、アンプ、スピーカー等）の設置及び電源供給が十分かつ円滑に行えるようにする。

(イ)操作機器等

- ・デジタル卓を導入し、可搬性にも配慮する。
- ・入出力回線が多くなる公演では、持ち込みの操作卓での対応を前提とする。
- ・舞台袖において、操作主幹の電源入切や簡単な仕込み、調整室のメイン卓との同期等、ある程度の操作が可能となるよう配慮する。

(ウ)拡声設備

- ・基本となる劇場形式として、舞台先端のプロセニウムスピーカーを中心に、舞台へのはね返しスピーカー、効果音等をサポートする移動型スピーカーを配置する。
- ・音響反射板利用時のアナウンス等でも自然で明瞭に聞こえる拡声設備とする。
- ・配線、調整卓等のバックアップに対応する。

(エ)舞台映像設備

- ・プロジェクター及び映像送出架を設置する。
- ・持ち込み等で舞台に設置されるLEDパネル等に対応した電源を設置する。
- ・舞台袖と調整室に映像架を設け、舞台袖での入力機器の複数の切替えができるものとする。
- ・映像、音声、データ等の信号の渡り回線を大ホール及び多目的ホールに設け、両ホールでの同時イベントにも対応する。

(オ) 舞台連絡設備

- ・舞台進行系、舞台系の職種間の連絡を図るため、インターカム（ワイヤレス）や楽屋呼出し、運営用モニタースピーカー等を設置する。

(カ) I T V設備

- ・エアモニターマイク、I T Vカメラを用いて、舞台及びホワイエ等の状況を把握できるようにする。
- ・舞台進行が分かるよう調光操作室、音響調整室、舞台袖、楽屋、ホワイエ、事務室等にI T Vモニターやコンセントを設ける。
- ・一般設備として設ける施設全体のI T V設備と役割分担し、舞台用I T Vは必要十分な数を設ける。
- ・大ホール、多目的ホール、交流部門諸室へ映像と音声を送出できるよう配管配線や映像モニターのシステムを設ける。

キ 舞台備品

- ・平台関係、伝統芸能関係、式典関係の備品等を設ける。
- ・照明備品は、スポットライトを中心に効果器類、ケーブル類等を整備する。
- ・音響備品は、マイクスピーカーや録音再生機器等を設ける。
- ・譜面台や指揮者台、演奏者用椅子の他、もぎり台等の備品を設置する。
- ・各備品について、移動や収納計画も十分考慮し、円滑に運搬できる各備品に応じた台車を備える。
- ・各備品の保管や移動に際しては、地震等による転倒や落下防止に配慮する。

ク 諸室計画

(ア) 客席関係

室名（面積）	内容
親子室 （適宜）	・親子、公演関係者席、カメラ撮影スペース等に使用する。 ・こども連れでも気軽に鑑賞できる空間となるような工夫を行う。 ・10席以上の収容人数として、ゆとりのある広さを確保しつつ、客席とはガラスで仕切り、鑑賞環境のよい空間とする。 ・客席と同種の座席のほか、親子や身体が不自由な方が、長時間の着席にも疲れづらく座り心地のよい座席を配置する。 ・複数室とする配置としてもよい。 ・客席を通過せず、ホワイエに出入りできる構造とする。 ・音漏れに配慮するとともに、舞台の音を再現する音響設備を設置する。 ・独立した空調設備とする。 ・室内照明は、客席照明と連動して調光できるようにする。
ホワイエ （適宜）	・ホールへのアプローチにふさわしい空間とし、客席主階にまとめた面積を確保するとともに、開場時や幕間等で観客がくつろぎ、休憩できる空間としてベンチ等を配置する。 ・ホワイエの利用予約（催し等）がない場合は、利用者の日常的な交流の場としても活用するため、隣接する空間との一体性や交流の場としての利便性を工夫する。 ・入口部分にもぎりスペース、招待者や関係者用のスペースを確保する。もぎりを通じた後の動線は、他の利用者動線と明確に分けられるようにする。

	・ホワイエ内の適所に、客用コインロッカー（各種サイズ）を設置する。 ・ホワイエ内にテーブル等の備品で仮設の荷物預かりスペースを設けられるようにする。 ・各階のホール出入口付近やもぎりスペースに可搬型のモニター（ポスターボード）を設置し、催し当日の広告、遅れ客のための映像表示、休憩時間等の表示を行う。モニター位置にフロアコンセント等を適宜設ける。 ・客席や階段の配置を考慮して、エレベーターを設置する。 ・舞台及び楽屋からホワイエへの動線を確保する。ただし、公演中は、客席からの通り抜けができない計画とする。 ・ホワイエを活用した催しに対応するため、ステージエリアを想定して、コンセント等を設ける。
ホワイエ備品庫 （適宜）	・椅子、テーブル、サインスタンド、ポスタースタンド、ベルトパーティション、こども用クッション等の備品を収納する。 ・適宜分散配置としてもよい。
客用トイレ （適宜）	・客席出入口のある階全てに設置し、各階の客席数に応じた規模とする。また、バリアフリートイレを各階に設置する。 ・トイレの数はゆとりを持たせ、休憩時間の混雑を可能な限り緩和できる計画とする。 ・ウォークスルー方式を採用する等、混雑解消や動線の輻輳に配慮する。また、洗面台とパウダースペースは隣接配置させる等、スムーズな移動に配慮する。

（イ）舞台関係

室名（面積）	内容
舞台備品庫 （約 150 m ² ）	・舞台で使用する大道具用備品等を収納する。 ・収納する備品に応じた天井高、扉寸法を確保する。扉と倉庫内の有効高さは、4m 以上が望ましい。 ・舞台に近接し、舞台面と同レベルの高さとする等、搬入動線に支障がない計画とする。
ピアノ庫 （適宜）	・大ホール及び多目的ホールで使用するピアノを格納する。 ・フルコンサートピアノ 2 台を余裕をもって収納できるスペースとし、搬出入しやすい配置及び動線とする。 ・一方のホールが使用中であっても、もう一方のホールへのピアノの搬出入に影響がない配置及び動線とする。 ・扉の沓摺を含め、動線上の段差をなくす工夫を行う。 ・24 時間室内の温湿度管理ができる設備を設ける。 ・倉庫内でのピアノメンテナンスを想定する。 ・移動時にピアノを傷つけることないように、壁にクッション材を設置する。 ・ピアノ関連備品や一時的な楽器等の保管のための備品棚を設置する。 ・ピアノは、市が別途調達する。
照明備品庫・音響備	・照明器具やスピーカー等をそれぞれ収納する。

品庫 (適宜)	
機構制御盤スペース (適宜)	・舞台機構の全電動昇降システムを想定した制御盤を収納する室もしくはスペースとして設置する。
調光器盤スペース (適宜)	・舞台照明の調光器盤スペースもしくは室として設置する。
アンプ室 (適宜)	・舞台音響のアンプ等の機器を設置する。
搬入ヤード (適宜)	・大ホール及び多目的ホールへの搬出入に適した配置とする。 ・少なくとも 11t トラック 1 台（ウィンググループ車）が雨天でも支障なく、側方及び後方から荷下ろしができる広さと高さを確保する。 ・11t トラック 1 台分の待機用駐車スペースを確保することが望ましい。 ・荷下ろし場は、トラック荷台高さと同レベルとする等、荷下ろし作業に支障のないものとする。 ・舞台面と同一レベルに設ける等して、荷下ろし場からホールの舞台までの搬入動線に支障のない仕様とする。 ・荷下ろし場とホールの舞台面の間に十分な広さと荷捌き場を設ける。 ・長尺物を搬出できるよう、舞台、荷捌き場及び荷下ろし場の配置に配慮する。 ・外部側にシャッターを設置する。シャッターの開閉音について、周辺住環境に配慮する。 ・シャッターを閉じた状態で、駐車したトラック後部のレベル調整機構を利用できる駐車スペースの奥行を確保する。 ・一時的に大道具等を立て掛けるスペースを含め、大道具等の接触により壁等の仕上げが痛まないよう配慮し、コーナー部には保護ガードを設置する。
その他	・搬出入用のエレベーターを設置する場合は、運搬するものに応じた十分な大きさ、荷重等の仕様とする。また、稼働時に舞台や客席への音漏れや振動が伝わらないよう、十分に配慮する。

(ウ)技術関係

室名（面積）	内容
調光操作室 (適宜)	・舞台照明のメインの操作室として、調光操作卓、信号制御盤、負荷モニター等を配置する。 ・舞台が見渡せる位置とする。 ・仕込み時に舞台側と直接連絡等ができるよう小窓を設ける。
音響調整室 (適宜)	・舞台音響のメインの操作室として、音響調整卓、録音再生機、効果機器、その他音響架を配置する。 ・機器からの発熱に配慮した空調を行い、本番時に音響調整卓の幅程度の開口を開けて、舞台からの音を直接、調整卓で聞こえるようにする。

映像投影室 (適宜)	・プロジェクター（10,000ルーメン以上）を配置し、映像を投影するための室を設ける。
フロントサイドライト投光室 (適宜)	・舞台に対して、上下斜め前からのあかりを照射するための舞台照明設備の投光スペースとして設置する。
シーリングライト投光室 (適宜)	・舞台の開口幅+1m程度の幅とし、舞台の Horizont 幕まで投光できるようにする。
フォロースポットライト投光室 (適宜)	・主演の役者等をスタッフの手で追尾しながら照明を投光する室として設ける。上演時には人が操作するため、独立空調とする。 ・フォロースポットライトは3台を想定する。
その他	・技術諸室は関係者以外立入禁止とし、安全面に配慮する。 ・操作中の舞台技術スタッフの声や機器からの発生音が、客席に漏れないように遮音性を確保する。 ・低身長スタッフや施設に不慣れなスタッフでも、安全に活動ができるように、機材配置や足場に配慮する。 ・調光操作室、音響調整室及び映像投影室は、それぞれ近接する。 ・舞台の上手及び下手のそれぞれと技術関係の諸室の動線は、スタッフが短時間で移動できるように配慮する。 ・客用トイレ及び楽屋トイレとは別に、スタッフ用トイレを設置することが望ましい。

(エ) 楽屋関係

- ・楽屋ゾーンは、出演者が舞台へと出入りしやすいよう、可能な限り舞台近くに配置する。舞台と異なる階で諸室が構成される場合は、出演者が楽器等を持って乗り込める十分な大きさの専用エレベーター等により、迅速に舞台への出入ができるようにする。
- ・関係者用駐車場に近接した位置に楽屋口を設け、主催者等が楽屋ゾーンへと出入りしやすい動線とする。また、各楽屋及び廊下は、衣裳や道具等の運搬等、利用状況に応じた十分な天井高を確保する。各楽屋の出入口は、幅 1.2m 以上、高さ 2.3m 以上を基準とする。

室名（面積）	内容
小楽屋 (約 25 m ² ×3 室)	・個室もしくは数名利用として、3 室設置する。 ・会議室や交流スペースとしても利用できるようにする。 ・自然採光や通風を取り入れた明るい空間とする。 ・自然採光や視線を調整できるように、ロールスクリーン、カーテン等を設ける。 ・平面形状に応じて化粧台を設置し、各席に鏡、照明、電源コンセントを設ける。 ・化粧台の鏡を隠すことのできるロールスクリーンを設ける。 ・入口扉上部に、持ち込み暖簾を掛けられるフックを設ける。 ・3 室のうち 1 室は、トイレを設ける。
中楽屋 (約 60 m ² ×1 室)	・大人数で利用可能な室とする。 ・会議室や交流スペースとしても利用できるようにする。 ・自然採光や通風を取り入れた明るい空間とする。

	・自然採光や視線を調整できるように、ロールスクリーン、カーテン等を設ける。 ・平面形状に応じて化粧台を設置し、各席に鏡、照明、電源コンセントを設ける。また、洗面台を設ける。 ・カーテンにより仕切りができ、スノコを置いて着替えができるスペースを確保する。 ・床に備品の畳を敷いて座敷利用もできるようにする。 ・化粧台の鏡を隠すことのできるロールスクリーンを設ける。 ・入口扉上部に、持ち込み暖簾を掛けられるフックを設ける。 ・間仕切り等により2室（男性用、女性用）として利用できるようにする。
楽屋トイレ （適宜）	・楽屋用として、男女別に十分な数とする。 ・バリアフリースイレを設置する。 ・トイレは舞台への出入口に近い配置とする。 ・衣装を着た出演者の利用に配慮した扉やブースの広さとする。
楽屋備品庫 （適宜）	・備品等を収納する。
楽屋ロビー	・構造上の制約が生じるスペースの有効活用を目的とする場合に限り、出演者が出番を待つ待機スペースとして設置する。 ・本番の時以外にくつろげ、ソファ等の備品を置く等、居心地のよい空間とする。
給湯室 （適宜）	・楽屋利用者のための給湯室を設ける。 ・楽屋ロビーを設置する場合、一体的な配置としてもよい。 ・多目的ホールと共用としてもよい。
シャワー室 （適宜）	・1ブース設ける。 ・多目的ホールと共用としてもよい。共用の場合、計2ブースとする。 ・大ホールの利用予約がない場合、子育て支援部門等の利用者（子ども含む）が一時利用できるように、動線や配置に配慮する。
洗濯所 （適宜）	・衣裳等の洗濯スペースを設ける。 ・洗濯機と乾燥機が別々のものを1セット、主催者の持ち込み洗濯機のための洗濯パンを1台設置する。 ・機器からの発生音が、舞台や客席に漏れないように遮音性を確保する。 ・利便性に配慮した上で、搬入ヤード等の余剰スペースに配置してもよい。 ・多目的ホールと共用としてもよい。
喫煙所 （適宜）	・出演者等のための喫煙スペースを設置する。 ・室外に煙が流出しないよう十分な換気対策を行う。 ・屋外としてもよい。ただし、受動喫煙防止のため十分な配慮を行う。また、雨天時等の利用にも配慮する。施設閉館時は、利用できない場所に配置する等、防犯及び管理面に配慮する。 ・多目的ホールと共用としてもよい。
その他	・楽屋ゾーンの廊下は、出演者の衣装を置いたり、衣装を着てすれ

(適宜)	違う場合も想定し、十分な幅を確保する。 ・廊下の一部壁面に、姿見ができる鏡を設置する。 ・廊下の一部に、テンキー式貴重品ロッカー及び防犯カメラを設置する。
------	---

③ 多目的ホール

ア 基本事項

市民の多様な文化芸術活動を支援するため、舞台と客席との「一体感のある空間」と「居心地のよい鑑賞環境」を実現する。

イ 用途

- ・音楽：室内楽、ピアノ、合唱、声楽等の生音系の他、ポピュラー、ロック、ジャズ等の電気音響系の利用
- ・演劇：各種演劇、ダンス等の利用
- ・伝統芸能：邦楽、民謡等の利用
- ・集会その他：各種集会、講演、見本市、展示・販売会、レセプション、大ホールの催しのリハーサル等の利用

ウ 空間計画

(ア)客席計画

- ・客席数は、合計 300 席以上（車椅子用の席含む）とする。
- ・上記座席とは別に、客席最後列後ろの空間等を確保し、可能な限り、立見席や仮設席を設ける。
- ・客席空間は、照明の点灯点滅方式や負荷変動に効率よく対応できる空調方式にするとともに、全席に出来る限り良好な鑑賞環境を確保し、適切な階層構成とする。
- ・客席から、誰でも舞台に上がれるような動線とする。
- ・舞台の少なくとも下手に脇花道を構成できる構造とする。
- ・客席は、電動式可動席により構成する。なお、1 階の一部をスタッキングチェアや、2 階にバルコニー固定席を設置する計画としてもよい。多様な利用形態、座り心地、音響空間、デザイン、設営の容易性、ランニングコスト等を総合的に評価した提案とする。なお、サイドバルコニー席は想定していないが、設ける場合は、見切れ席をできる限り避けるものとする。
- ・電動式可動席は、床への摩擦や荷重負担を軽減する電動の送り出し方式とする。
- ・電動式可動席は、展開、収納等に係る一切の作業を省人化する。
- ・電動式可動席は、展開、収納等に係る異常を自動で検知できるものとする。
- ・電動式可動席は、長期的な保守点検の対応が可能なものとする。
- ・電動式可動席の床は、足音が響かないよう配慮する。
- ・床仕上げは、フローリングを原則とし、電動式可動席の展開・収納時に傷や割れ等の損傷が生じにくい材料を選定する。
- ・各列の横並びは、観客の出入のしやすさや迅速な避難等を考慮し、適切な席数とする。
- ・車椅子席は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で規定する席数以上を確保し、位置は 1 箇所限定せず、各階に配置する。出入口から車椅子利用者自身で容易に到達できる位置とし、医療機器等の使用に対応するためのコンセント等を設ける。
- ・舞台先端から 1 階席奥までの最大視距離は 16m 以内が望ましい。

- ・内装及びデザインは、居心地がよく、落ち着いた空間となるよう配慮する。
- ・椅子は、長時間の着席にも疲れづらく座り心地のよい仕様のものとし、座席幅 530 mm以上、座席間隔 950 mm以上の配置としてゆとりを持たせる。背もたれの高さは、後列の観客の鑑賞の妨げにならないよう配慮する。
- ・座は、自動で起立する機構とし、バリアフリーに配慮する。座の起立速度は、緩やかな一定速度を保つものとし、利用者の起立・着席時の安全性を確保する。
- ・席番銘板は、視認性がよく、自席を誤認しにくく、利用者が触れることによる劣化を最小限にできる素材や位置とする。通路側床に列番号銘板を取付ける。席番は、数字での構成（例えば「1 列-1」等）を基本として、階や左右配置等を必要により付し、利用者及び席を案内する者がわかりやすい構成とする。
- ・通路や階段は、舞台との連続性に配慮し、歩きやすさに配慮するとともに、避難時のスムーズな移動に十分配慮する。椅子のない階段や最後列の横通路等にも足元灯やノンスリップ灯等を設け、上演中でも観客が安全に移動できるようにする。
- ・公演中における観客の出入りによって演出が妨げられないように、全ての客席出入口は二重扉として、光や音を遮る前室を設ける。
- ・持ち込み機材等による運用時に客席床に配線等が露出しないよう、扉上のケーブルフック、壁面沿いの入巾木、ケーブルピット等により処理する。
- ・階段や通路等における転倒や落下防止に配慮し、通路の階段手摺りや座席にぎり玉、手摺りを適宜設ける。
- ・演出家や照明・音響デザイナーが舞台稽古等で利用するためのマイクコンセント、LAN、内線用の電話口と電源コンセント等を設ける。
- ・大ホールの催し等のためのリハーサル室として活用できる工夫をする。

(イ) 舞台計画

- ・舞台床は、1 階レベルとし、搬入等の作業性に配慮した計画とする。
- ・舞台の建築開口は、音響反射板利用時に舞台と客席を一体の空間になるように計画する。（参考基準：幅 14.5m 程度、高さ 9m 程度）
- ・演技エリアは、用途に適する十分な広さを確保できるものとする。（参考基準：幅と奥行きは約 11m×9m 以上、上手、下手側にそれぞれ約 5.5m×9m 以上の袖舞台）
- ・楽屋ゾーンの廊下から舞台への出入口部分には前室を設ける等、光や音漏れに配慮する。
- ・舞台袖には手洗い器や掃除用流しを設置する。
- ・映像のライブビューイングが可能な設備を設けるとともに、大ホール、多目的ホールのライブ映像を相互に放映できるようにする。なお、信号線等についてはバックアップ対策を行う。
- ・ホール舞台袖等には、必要な直電源、LAN、映像・音響関係配線等を設ける。
- ・舞台裏で上手と下手への動線を確保する。
- ・トラス等、長尺物の搬出入がスムーズにできるようにする。

(ウ) 音響計画

- ・遮音や振動に十分配慮した防音、防振構造とし、大ホール、交流部門諸室や子育て支援部門諸室との同時稼働に、影響のないよう配慮する。
- ・静かさの基準（室内騒音低減目標値）として、運用状態で NC-25 以下を目標とする。なお、受注者は、要求水準を踏まえ、望ましい残響時間等の提案を行う。
- ・アコースティックなコンサートやバレエ等、生音を中心とする演目に適した音響とするとともに、ロック、ポップスや、演劇、ミュージカル等の上演も可能な音

響を確保する。

- ・反射面及び吸音面を適切に設け、直接音や初期反射音が多く得られ、明瞭度が高く、質の高い音を確保するとともに、客席の壁や天井に設置した幕类等、簡易なもので吸音し、残響や音響を調整できるようにする。なお、壁面や天井の可変（昇降）等による残響可変機構等の設置は想定していない。
- ・音圧分布に極端な偏りが出ないように配慮する。

エ 舞台機構

(ア) 基本方針

- ・プロセニウム方式とする。
- ・吊物設備は、基本的にバトン形式とし、演技エリアの大きさに適したバトン本数を設置する。
- ・吊物配置計画においては、演出の自由度に配慮した計画とする。
- ・最新のシステムを積極的に取り入れる他、将来の改修等も見据えた計画とする。
- ・音響反射板は、舞台上の生音の響きをすべての客席に明瞭に届けるため、反響に最適な材質、質量、反響面角度等を検討した音響設計を提案する。また、音が効率よく客席に届くように正面、側面の隙間等を極力少なくするとともに板厚の薄い部分も少なくする。
- ・舞台上の出演者が初期反射音を明瞭な状態で聞き取れるようにする。
- ・音響反射板の可動については、養生や重量バトンのフックがけ等の作業をできるだけ少なくし、少人数で安全かつ迅速に設置及び収納が可能なシステムとする。受注者は、要求水準を踏まえ、方式と設置・収納時間を提案する。
- ・音響反射板の出入扉を設置する場合は、4箇所確保しフルコンサートピアノがスムーズに出し入れできる大きさとする。
- ・天井音響反射板を設置する場合、開口はコンサート時の舞台部と客席部の音のつながりをよくするため、音響反射板の天井高を十分確保する。
- ・音響反射板の内側にスクリーン、看板兼用の昇降バトン（電動又は手動）を設置する。

(イ) 吊物機構設備

- ・道具バトン類、ライトバトン、諸幕用バトン類、音響反射板で構成する。主に舞台上部と客席前部上部に設置する。
- ・ライトバトン、道具バトン、幕バトン類に関しては、メモリ機能や、荷重検出機能を設ける。
- ・音響反射板は、手動の作業をできるだけ少なくし、安全かつ迅速に設置及び収納が可能なシステムとする。また、正面、側面、天井反射板の隙間を極力少ないものとする。

(ウ) 機械・操作・制御部

- ・バトンは、同時運転の稼働もできるよう電源容量を確保する。
- ・近年の傾向に則したP C利用の操作卓や制御システムを導入する。
- ・インターロックやバックアップ機能等の安全性能を充実する。

(エ) 諸幕類

- ・諸幕類として、緞帳、暗転幕、一文字幕、袖幕、中割幕、映写スクリーン、大黒幕、水平幕、松羽目等を計画する。

オ 舞台照明

(ア) 基本方針

- ・現代の舞台芸術から古典芸能まで多様な演目に対応できる設備内容とする。
- ・各公演の持ち込み機器対応のため、回路の増設が可能な電源・移動型調光器等を確保する。
- ・演技エリアの大きさに適したライトバトンの本数を設置し、灯体等の吊り込み作業は床レベルで行うことを前提とする。
- ・舞台照明全体のシステムは、LED機器を積極的に導入する。

(イ) 調光設備

- ・ムービングライト等の使用を想定した機能、プリセット入力等演出機能や可搬性にも配慮した調光操作卓を設置する。
- ・音響反射板の照明と客席照明について、色合い等の調光を連動できるようにする。
- ・催しによって最小限の舞台技術スタッフとなる場合も想定し、舞台袖にて操作主幹の電源入切や簡単な仕込み等の操作ができるよう配慮する。
- ・外部からの持ち込み対応も想定し、持ち込み卓用コネクタを設置する。
- ・制御回路としてDMXに加え、LAN回路も設置する。

(ウ) 電源部

- ・調光主幹盤、分電盤、調光器盤または直電源盤で構成する。
- ・舞台芸術の演出に対応した電源容量や調光回路数を確保する。
- ・将来対応を見込み、ムービングライトやLEDライト用の直電源 100V、200V を設ける。
- ・仮設分電盤を舞台袖及び舞台奥に適宜設置して大容量の給電に対応する。

(エ) 負荷設備

- ・舞台フロアコンセント、舞台サスペンションライト、ホリゾンライト、客席サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライト、バルコニーライト、フォロースポットライト等で構成する。
- ・演技エリアに対して、サスライトバトンを3列配置する。
- ・フォロースポットライトは2台分の電源を確保する。

(オ) 移動器具

- ・エフェクトスポット等効果器類は、エリプソイダルライトや映像設備等を利用する。
- ・LEDライトやムービングライトの導入も視野に入れた器具とする。

カ 舞台音響

(ア) 基本方針

- ・基本的な拡声ができる構成とし、講演会から舞台芸術等まで対応可能な設備内容とする。なお、複雑な演出に関しては、持込対応とする。
- ・光配線等のインフラ部分も含め、ネットワークオーディオによるフルデジタルの舞台音響システムとする。
- ・任意の客席位置からもPA卓を遠隔操作できるような対策を講ずる。
- ・生音の響きを重視しつつ、PAを利用したイベントにも対応できるような音響設計とする。
- ・持ち込み機材（音響調整卓、DSP架、アンプ、スピーカー等）の設置及び電源供給が十分かつ円滑に行えるようにする。

(イ) 操作機器等

- ・デジタル卓を導入し、可搬性にも配慮する。
- ・入出力回線が多くなる公演では、持ち込みの操作卓での対応を前提とする。

- ・舞台袖において、操作主幹の電源入切や簡単な仕込み、調整室のメイン卓との同期等、ある程度の操作が可能となるよう配慮する。

(ウ) 拡声設備

- ・基本となる劇場形式として、舞台先端のプロセニウムスピーカーを中心に、舞台へのはね返しスピーカー、効果音等をサポートする移動型スピーカーを配置する。
- ・音響反射板利用時のアナウンス等でも自然で明瞭に聞こえる拡声設備とする。
- ・配線、調整卓等のバックアップに対応する。

(エ) 舞台映像設備

- ・プロジェクター及び映像送出架を設置する。
- ・持ち込み等で舞台に設置されるLEDパネル等に対応した電源を設置する。
- ・舞台袖と調整室に映像架を設け、舞台袖での入力機器の複数の切替えができるものとする。
- ・映像、音声、データ等の信号の渡り回線を大ホール及び多目的ホールに設け、両ホールでの同時イベントにも対応する。

(オ) 舞台連絡設備

- ・舞台進行系、舞台系の職種間の連絡を図るため、インターカム（ワイヤレス）や楽屋呼出し、運営用モニタースピーカー等を設置する。

(カ) I T V設備

- ・エアモニターマイク、I T Vカメラを用いて、舞台及びホワイエ等の状況を把握できるようにする。
- ・舞台進行が分かるよう調光操作室、音響調整室、舞台袖、楽屋、ホワイエ、事務室等にI T Vモニターやコンセントを設ける。
- ・一般設備として設ける施設全体のI T V設備と役割分担し、舞台用I T Vは必要十分な数を設ける。
- ・大ホール、多目的ホール、交流部門諸室へ映像と音声を送出できるよう配管配線や映像モニターのシステムを設ける。

キ 舞台備品

- ・平台関係、伝統芸能関係、式典関係の備品等を設ける。
- ・照明備品は、スポットライトを中心に効果器類、ケーブル類等を整備する。
- ・音響備品は、マイクスピーカーや録音再生機器等を設ける。
- ・譜面台や指揮者台、演奏者用椅子の他、もぎり台等の備品を設置する。
- ・各備品について、移動や収納計画も十分考慮し、円滑に運搬できる各備品に応じた台車を備える。
- ・各備品の保管や移動に際しては、地震等による転倒や落下防止に配慮する。

ク 諸室計画

(ア) 客席関係

室名（面積）	内容
親子室 （適宜）	・親子、公演関係者席、カメラ撮影スペース等に使用する。 ・こども連れでも気軽に鑑賞できる空間となるような工夫を行う。 ・6席以上の収容人数として、ゆとりのある広さを確保しつつ、客席とはガラスで仕切り、鑑賞環境のよい空間とする。 ・客席と同種の座席のほか、親子や身体が不自由な方が、長時間の着席にも疲れづらく座り心地のよい座席を配置する。 ・複数室とする配置としてもよい。

	・客席を通過せず、ホワイエに出入りできる構造とする。 ・音漏れに配慮するとともに、舞台の音を再現する音響設備を設置する。 ・独立した空調設備とする。 ・室内照明は、客席照明と連動して調光できるようにする。
ホワイエ (適宜)	・ホールへのアプローチにふさわしい空間とし、客席主階にまとめた面積を確保するとともに、開場時や幕間等で観客がくつろぎ、休憩できる空間としてベンチ等を配置する。 ・ホワイエの利用予約（催し等）がない場合は、利用者の日常的な交流の場としても活用するため、隣接する空間との一体性や交流の場としての利便性を工夫する。 ・入口部分にもぎりスペース、招待者や関係者用のスペースを確保する。もぎりを通じた後の動線は、他の利用者動線と明確に分けられるようにする。 ・ホワイエ内の適所に、客用コインロッカー（各種サイズ）を設置する。 ・ホワイエ内にテーブル等の備品で仮設の荷物預かりスペースを設けられるようにする。 ・各階のホール出入口付近やもぎりスペースに可搬型のモニター（ポスターボード）を設置し、催し当日の広告、遅れ客のための映像表示、休憩時間等の表示を行う。モニター位置にフロアコンセント等を適宜設ける。 ・舞台及び楽屋からホワイエへの動線を確保する。ただし、公演中は、客席からの通り抜けができない計画とする。
ホワイエ備品庫 (適宜)	・椅子、テーブル、サインスタンド、ポスタースタンド、ベルトパーテーション、こども用クッション等の備品を収納する。 ・適宜分散配置としてよい。
客用トイレ (適宜)	・客席出入口のある階に設置し、各階の客席数に応じた規模とする。また、バリアフリートイレを各階に設置する。 ・ホールの利用予約（催し等）がない場合でも、利用できるものとする。 ・トイレの数はゆとりを持たせ、休憩時間の混雑を可能な限り緩和できる計画とする。 ・ウォークスルー方式を採用する等、混雑解消や動線の輻輳に配慮する。また、洗面台とパウダースペースは隣接配置させる等、スムーズな移動に配慮する。

(イ) 舞台関係

室名（面積）	内容
舞台備品庫 (約 50 m ²)	・舞台で使用する大道具用備品等を収納する。 ・収納する備品に応じた天井高、扉寸法を確保する。 ・配置は、舞台と同じ階を基本とする。
照明備品庫・音響備品庫 (適宜)	・照明器具やスピーカー等をそれぞれ収納する。

機構制御盤スペース (適宜)	・舞台機構の全電動昇降システムを想定した制御盤を収納するスペースもしくは室として設置する。
調光器盤スペース (適宜)	・舞台照明の調光器盤スペースもしくは室として設置する。
アンプ室 (適宜)	・舞台音響のアンプ等の機器を設置する。
その他	・搬出入用のエレベーターを設置する場合は、運搬するものに応じた十分な大きさ、荷重等の仕様とする。また、稼働時に舞台や客席への音漏れや振動が伝わらないよう、十分に配慮する。

(ウ)技術関係

室名 (面積)	内容
調光室 (舞台照明・舞台音響) (適宜)	・照明、音響、映像の操作をまとめて1室で行う。 ・プロジェクター (10,000ルーメン以上) を配置する。 ・窓の開き勝手や空調設備等に配慮する。
フロントサイドライト投光室、シーリングライト投光室 (適宜)	・舞台に対して、斜め前からのあかりを照射するための舞台照明設備の投光スペースとして、適宜計画する。
フォロースポットライト投光室 (適宜)	・主演の役者等をスタッフの手で追尾しながら照明を投光する室として設ける。上演時には人が操作するため、独立空調とする。 ・フォロースポットライトは2台を想定する。
その他	・技術諸室は関係者以外立入禁止とし、安全面に配慮する。 ・操作中の舞台技術スタッフの声や機器からの発生音が、客席に漏れないように遮音性を確保する。 ・低身長スタッフや施設に不慣れなスタッフでも、安全に活動ができるように、機材配置や足場に配慮する。 ・舞台の上手及び下手のそれぞれと技術関係の諸室の動線は、スタッフが短時間で移動できるように配慮する。 ・客用トイレ及び楽屋トイレとは別に、スタッフ用トイレを設置することが望ましい。

(エ)楽屋関係

- ・楽屋ゾーンは、出演者が舞台へと出入りしやすいよう、可能な限り舞台近くに配置する。舞台と異なる階で諸室が構成される場合は、出演者が楽器等を持って乗り込める十分な大きさの専用エレベーター等により、迅速に舞台への出入ができるようにする。
- ・関係者用駐車場に近接した位置に楽屋口を設け、主催者等が楽屋ゾーンへと出入りしやすい動線とする。また、各楽屋及び廊下は、衣裳や道具等の運搬等、利用状況に応じた十分な天井高を確保する。各楽屋の出入口は、幅 1.2m 以上、高さ 2.3m 以上を基準とする。

室名 (面積)	内容
小楽屋 (約 25 m ² ×2 室)	・個室もしくは数名利用として、2室設置する。 ・会議室や交流スペースとしても利用できるようにする。 ・自然採光や通風を取り入れた明るい空間とする。

	・自然採光や視線を調整できるように、ロールスクリーン、カーテン等を設ける。 ・平面形状に応じて化粧台を設置し、各席に鏡、照明、電源コンセントを設ける。 ・化粧台の鏡を隠すことのできるロールスクリーンを設ける。 ・入口扉上部に、持ち込み暖簾を掛けられるフックを設ける。 ・可動間仕切りにより1室利用ができるようにする。 ・2室のうち1室は、トイレを設ける。
楽屋トイレ (適宜)	・楽屋用として、男女別に十分な数とする。 ・バリアフリースペースを設置する。 ・トイレは舞台への出入口に近い配置とする。 ・衣装を着た出演者の利用に配慮した扉やブースの広さとする。
楽屋備品庫 (適宜)	・備品等を収納する。
楽屋ロビー	・構造上の制約が生じるスペースの有効活用を目的とする場合に限り、出演者が出番を待つ待機スペースとして設置する。 ・本番の時以外にくつろげ、ソファ等の備品を置く等、居心地のよい空間とする。
給湯室 (適宜)	・楽屋利用者のための給湯室を設ける。 ・楽屋ロビーを設置する場合、一体的な配置としてもよい。 ・大ホールと共用としてもよい。
シャワー室 (適宜)	・1ブース設ける。 ・大ホールと共用としてもよい。共用の場合、計2ブースとする。 ・多目的ホールの利用予約がない場合、子育て支援部門等の利用者(こども含む)が一時利用できるように、動線や配置に配慮する。
洗濯所 (適宜)	・衣裳等の洗濯スペースを設ける。 ・洗濯機と乾燥機が別々のものを1セット設置する。 ・機器からの発生音が、舞台や客席に漏れないように遮音性を確保する。 ・利便性に配慮した上で、搬入ヤード等の余剰スペースに配置してもよい。 ・大ホールと共用としてもよい。
喫煙所 (適宜)	・出演者等のための喫煙スペースを設置する。 ・室外に煙が流出しないよう十分な換気対策を行う。 ・屋外としてもよい。ただし、受動喫煙防止のため十分な配慮を行う。また、雨天時等の利用にも配慮する。施設閉館時は、利用できない場所に配置する等、防犯及び管理面に配慮する。 ・大ホールと共用としてもよい。
その他 (適宜)	・楽屋ゾーンの廊下は、出演者の衣装を置いたり、衣装を着てすれ違う場合も想定し、十分な幅を確保する。 ・廊下の一部壁面に、姿見ができる鏡を設置する。 ・廊下の一部に、テンキー式貴重品ロッカー及び防犯カメラを設置する。

(3) 交流部門

① 基本事項

- ・にぎわいの見える化を体现できる魅力的な空間とする。
- ・利用者がくつろぎ、行きかうような、ゆとりあるオープンスペースや共用部門により、各部門をつなぎ、施設全体が一体の空間となるようにする。
- ・利用者の目的に応じて、快適で安全に利用できる空間とする。
- ・誰もが、多様な活動に取り組めるよう、使い方や規模等に応じた諸室の適切な配置・動線計画とする。

② マルチルーム

室名（面積）	内容
特大会議室 （約 400 m ² ）	【用途等】 ①会議、セミナー、ワークショップ ・必要なテーブル、椅子、移動式ホワイトボード、プロジェクター等を備える。 ②芸術作品等の展示 ・気軽に文化芸術に触れる機会を提供するため、芸術作品や写真を展示する。 ・各所で展示ができるようピクチャーレール、照明レール、スポットライト、電源、ケーブルピット等を設ける。 【利用人数】 ・300 名 【その他の要件】 ・利用に応じた音響・遮音性を確保する。 ・多人数での利用も想定し、廊下等、利用者が待機できるロビースペースを確保し、椅子等を適宜設置する。 ・共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとする等して室外から活動状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。 ・複数の区画に分割し、独立して使用できるようにすることで、多様な使い方に対応する。分割は、可動展示パネル（吊り下げ）で行う計画とする。可動展示パネルの格納庫を設置する。
大会議室 （約 200 m ² ）	【用途等】 ①会議、セミナー、ワークショップ ・必要なテーブル、椅子、移動式ホワイトボード、プロジェクター等を備える。 ②ダンス、ヨガ等 ・ダンス、ヨガ等を行う。 ・移動式のダンスバーや鏡、ダンスシート等の備品を備える。 ③芸術作品等の展示 ・気軽に文化芸術に触れる機会を提供するため、芸術作品や写真を展示する。 ・各所で展示ができるようピクチャーレール、照明レール、スポットライト、電源、ケーブルピット等を設ける。 【利用人数】

	・150 名 【その他の要件】 ・利用に応じた音響・遮音性を確保する。 ・多人数での利用も想定し、廊下等、利用者が待機できるロビースペースを確保し、椅子等を適宜設置する。 ・共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとする等して室外から活動状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。 ・複数の区画に分割し、独立して使用できるようにすることで、多様な使い方に対応する。分割は、可動展示パネル（吊り下げ）で行う計画とする。可動展示パネルの格納庫を設置する。
中会議室 (約 80 m²×6 室)	【用途等】 ①会議、セミナー、ワークショップ、自主学習、コワーキング ・必要なテーブル、椅子、移動式ホワイトボード、プロジェクター等を備える。 ②ダンス、ヨガ等 ・ダンス、ヨガ等を行う。 ・移動式のダンスバーや鏡、ダンスシート等の備品を備える。 ③芸術作品等の展示 ・気軽に文化芸術に触れる機会を提供するため、芸術作品や写真を展示する。 ・各所で展示ができるようピクチャーレール、照明レール、スポットライト、電源、ケーブルピット等を設ける。 【利用人数】 ・50 名 【その他の要件】 ・利用に応じた音響・遮音性を確保する。 ・利用に応じて広さを変えられるように、移動間仕切り等を設置する。 ・少なくとも2室は、芸術作品等の展示ができる計画とする。 ・少なくとも1室は、特に、児童や学生の自主学習やコワーキングの意欲を高めるような空間とし、適した備品を設置する。 ・共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとする等して室外から活動状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。 ・中会議室6室は、画一的なデザインや単調な配置を努めて避ける。
小会議室 (約 50 m²×14 室)	【用途等】 ①会議、セミナー、ワークショップ、自主学習、コワーキング ・必要なテーブル、椅子、移動式ホワイトボード、プロジェクター等を備える。 ②ダンス、ヨガ等 ・ダンス、ヨガ等を行う。 ・移動式のダンスバーや鏡、ダンスシート等の備品を備える。 ③主催者等の控室

	・大ホール及び多目的ホールの主催者やスタッフの控室として利用する。 ④事務所等 ・市民団体の事務所等としても利用する。 【利用人数】 ・35名 【その他の要件】 ・利用に応じた音響・遮音性を確保する。 ・利用に応じて広さを変えられるように、移動間仕切り等を設置する。 ・少なくとも1室は、特に、児童や学生の自主学習やワーキングの意欲を高めるような空間とし、適した備品を設置する。 ・共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りする等して室外から活動状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。 ・小会議室14室は、画一的なデザインや単調な配置を努めて避ける。 【他室との関係】 ・主催者等の控室としても使用するため、少なくとも1室ずつ、大ホール及び多目的ホールに近接する。
--	--

③ ユニークルーム

室名（面積）	内容
展示ルーム （約 150 m ² ）	【用途等】 ①芸術作品等の展示 ・気軽に文化芸術に触れる機会を提供するため、芸術作品、写真、生け花等、幅広い芸術表現を展示する。 ②会議、セミナー、ワークショップ ・必要なテーブル、椅子、移動式ホワイトボード、プロジェクター等を備える。 【利用人数】 — 【その他の要件】 ・天井の有効高さは、展示に適した高さを確保し、床面はフローリングとする。 ・複数の区画に分割し、独立して使用できるようにすることで、多様な使い方に対応する。分割は、可動展示パネル（吊り下げ）で行う計画とする。可動展示パネルの格納庫を設置する。 ・各区画内で、壁面全周及び中央部（参考：2m×2m）に、格子状にピクチャーレール、照明レール、スポットライト、電源、ケーブルピット等を設ける。 ・各区画内にマルチフロアコンセント（電気及び通信）等を配置する。 ・鑑賞に応じた音響・遮音性を確保する。 ・有料の企画にも対応できるように、有料エリアと無料エリアを区

	切れるようにする。 ・展示ルームのみで温湿度調整が可能な計画とする。温湿度調整は、リモコンにより行う。 ・受注者は、釘打ちが可能な壁で、補修が容易な仕上げを提案する。 ・共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張り、または一部の壁をなくし、活動状況が見える工夫を行う。なお、間仕切り、カーテン等により見られないようにできる計画とする。 【他室との関係】 ・創作スタジオに近接することが望ましい。
創作スタジオ (約 80 m ²)	【用途等】 ①芸術作品の製作や講座 ・各種工具を備品で備え、芸術作品等の製作に利用する。 ・小中高生等を対象とした工作や科学実験の講座等を利用する。 ②芸術作品の展示 ・製作した作品展示を行う。 ・各所で展示ができるようピクチャーレール、電源、ケーブルピット、スポットライト等を設ける。 ・壁面に作品を置くことのできる棚を設置する。 ・移動式の展示パネル、テーブル等を備品として備える。 ③工芸 ・生け花や手芸、美術工芸等の製作を行う。 ・テーブル、椅子、ホワイトボード等を備品として備える。 ④会議、セミナー、ワークショップ ・必要なテーブル、椅子、移動式ホワイトボード、プロジェクター等を備える。 【利用人数】 ・30名 【その他の要件】 ・小中高生等の創作意欲を高める魅力的な空間とする。 ・用途に応じて、レイアウトを変えられる机や椅子を設ける。 ・床材、壁面及び天井は、維持管理の容易性（耐水性、耐汚染性、耐久性等）に配慮する。 ・受注者は、釘打ちが可能な壁で、補修が容易な仕上げを提案する。 ・流し台（給湯給水）を複数配置する。 ・共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から活動状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。 ・各種工具や備品類を格納する倉庫や棚を適宜配置する。 ・展示ルームの準備室としても使用できるようにする。
キッチンスタジオ (約 80 m ²)	【用途等】 ①調理 ・調理実習、料理サークル、会食、茶話会等の活動を行う。 ②会議、セミナー、ワークショップ ・必要なテーブル、椅子、移動式ホワイトボード等を備える。

	【利用人数】 ・30名 【その他の要件】 ・食器や調理器具の収納は、調理室内の壁面等に設置する。 ・調理台は、調理実習等に配慮した配置とする。IH対応とし、各種調理機器の電力量を考慮して、十分なコンセントを設ける。 ・下足箱及び履き替えスペースを設置する。下足箱は、長靴や防寒靴にも対応したものとする。 ・床材は、維持管理の容易性（耐水性、耐汚染性、耐久性等）に配慮する。 ・共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から活動状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。
音楽スタジオ (約 80 m ² ×3 室)	【用途等】 ①音楽練習、収録 ・編成の楽団や合唱団、生音の楽器練習等を行う。 ・ドラムやエレキギター等電子楽器によるバンド練習や、管楽器等の練習等を行う。 ②ダンス、演劇練習 ・ダンス、ヨガ、バレエ、舞踊、演劇等を行う。 ・練習に必要な鏡（壁面の一部・収納式）を常設する。 ・移動式のダンスバーや鏡、ダンスシート等の備品を備える。 ③リハーサル室、楽屋 ・大ホールや多目的ホールのイベント時、リハーサル室や楽屋としても利用できるようにする。 ④会議、セミナー、ワークショップ ・必要なテーブル、椅子、移動式ホワイトボード等を備える。 【利用人数】 ・30名/室 【その他の要件】 ・利用に応じた音響・遮音性を確保する。 ・共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から活動状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。 ・大ホール及び多目的ホールの楽屋関係諸室までの動線に配慮する。 【他室との関係】 ・大ホール及び多目的ホールの楽屋関係諸室に近接する。
和室 (約 80 m ² ×2 室)	【用途等】 ①伝統芸能の稽古 ・茶道、華道、琴、三味線等を行う。 ②会議、セミナー、ワークショップ ・必要なテーブル（座卓）、座布団、移動式ホワイトボード、プロジェクター等を備える。

	③主催者等の控室 ・大ホール及び多目的ホールの主催者やスタッフの控室として利用する。 【利用人数】 ・40名/室 【その他の要件】 ・畳は、京間とする。 ・襖等で区切られた前室より出入りできるようにする。 ・2室は、襖等で区切ることで、一体の空間として利用できるようにする。 ・下足箱は、長靴や防寒靴にも対応したものとする。 ・水屋と炉を設け、流し台も別に設ける。 ・共用部に面して配置し、室外から活動状況が見える工夫を行う。 なお、襖等により見られないようにできる計画とする。
--	--

④ オープンスペース

室名（面積）	内容
オープンスペース （約 800 m ² ）	【用途】 ①エントランスロビー ・エントランスロビー機能を兼ねる。 ②休憩、自主学習等 ・利用者が休憩、飲食、談話、コワーキング等に利用する。 ・利用者が書籍、雑誌、新聞等の閲覧に利用する。 ・利用者、特に児童や学生が自主学習を行う。 ③市民活動 ・利用者が市民活動（ワークショップ、セミナー等）に利用する。 ④情報発信 ・イベント情報の発信や共有に利用する。 【利用人数】 ・200名 【配置】 ・オープンスペースの大部分は、エントランスロビーとして、テナント部門と隣接させるとともに、諸室へのアクセスの起点となるように配置し、円滑な動線を確保する。 ・その他のオープンスペースも、各部門をつなぎ、相乗効果が期待できるように適宜配置する。 ・にぎわいが外部に伝わる位置に配置する。 【椅子や机等の備品】 ・200名程度の利用者が、ゆっくりくつろぎ、交流ができるソファ席やテーブル席を適宜配置する。椅子や机等は、市内で製造された協同組合飛騨木工連合会が認定する「飛騨の家具®」を基本的に使用する。 ・施設全体のデザインに配慮した上で、利用者の属性、活動人数・内容、さらにはその日の気分にも合うに、様々な大きさや形状、質感の椅子や机を配置する。

	・椅子（ソファ等含む）及び机は、基本的に職員等により移動ができるものとする。 ・机には、デスクライト等の照明器具を適宜配置する。 ・飲食及び様々な市民活動を想定するため、耐水性、耐汚染性、耐久性等に配慮する。 ・こどもや床座を好む方等に対応するため、椅子の代わりに、床座ができるカーペット等を活用したスペースを提案してもよい（200名程度に含めない）。 【本棚等】 ・本、雑誌、新聞等（収容冊数3,000冊以上）を置ける本棚等を設置する。 ・本棚は、本を置くためだけでなく、オープンスペース内や他部門との、自然な間仕切りとして活用してもよい。 【その他の要件】 ・親子での飲食にも適した机と椅子を設置したスペースも設けるとともに、こどもも使用できる手洗いを設置する。 ・情報発信のため、チラシやリーフレット等を置ける収納棚やデジタルサイネージ等の掲示板を設ける。また、J R等公共交通機関のリアルタイムな運行状況を放送するモニター等を適宜配置してよい。 ・自然採光や通風を取り入れた明るい空間とする。 ・自然採光や視線を調整できるように、ロールスクリーン、カーテン等を設ける。 ・市民活動を想定する位置等にフロアコンセントを適宜配置する。 ・利用者の個人利用を想定する位置等にコンセントを適宜配置する。 ・利用者の出入りが多く、また飲食も想定するため、床は、耐水性、耐汚染性、耐久性等に配慮する。 【他室との関係】 ・テナント部門に隣接する。オープンスペース区画内にテナント部門を配置してもよいが、管理動線等に配慮する。 ・親子での飲食に適したスペース及び手洗いは、こどもの遊び場に近接する。 ・受付カウンターの近傍が望ましい。
--	---

⑤ その他

室名（面積）	内容
備品庫 （適宜）	【用途】 ・諸室で使用する椅子、テーブル等の備品を収納する。 【その他の要件】 ・基本的には、使用する備品の種類、数に応じた収納スペースを諸室に設ける方針（基本的に諸室面積の外で計画）とするが、共用できる備品については集中備品庫を、各階の適所に配置し、貸室利用時の準備、片づけ等に支障のない計画とする。 【他室との関係】

	・各階に配置してよいが、備品を使用する諸室と、その備品を格納する備品庫は、同じ階とする。
--	--

(4) 子育て支援部門

① 基本事項

- ・こどもの地元愛や誇りを育むとともに、健全な成長と発達を促し、親子の愛着形成を促進し、子育ての仲間づくりや悩み相談等が気軽に行える等、こどもが健やかに育ち安心してこどもを生み育てやすいまちづくりの拠点となる部門とする。
- ・冬季は氷雪に閉ざされ、夏季も日中は高温となる当地の気候条件から、室内型の施設への期待は非常に大きいため、年間を通じて快適に利用できる安全で魅力的な空間とする。
- ・こどもの性質を象徴する施設として、平面や直線による平板なものではなく、曲面や曲線を多用した特色豊かで洗練された空間デザインとする。
- ・木質化や緑化を積極的に取入れ、周辺の共用スペースも含めて、ゆったりくつろげたり、利用者間のコミュニケーションが自然と生まれる場を設ける等、長時間、快適に滞在できる環境とする。
- ・市民の利用を主眼とするが、観光客を含む来訪者の利用も見込まれることから、多様な背景や価値観を持つ利用者を想定して計画する。

② こどもの遊び場

ア 基本事項

- ・天候に左右されず体を動かすことができる空間とする。
- ・建築と一体になったオリジナルの大型遊具やコンビネーション遊具、ネット遊具を配置し、それらのレイアウトや動線等により回遊性、高低差、変化等がある空間とする。
- ・季節により開け閉めできる開口部を設けたり、自然採光をできるだけ多く取り入れる等、開放的な空間とする。
- ・連絡通路が接続されている階への配置を想定している。
- ・空間（階高）は、大型遊具を設ける及び開放的な空間（吹き抜け等）とすることから、2階分（上下の階）の階高を想定している。また、大型遊具や階段により上下の階を行き来したり、遊び場全体を周遊できることを想定している。
- ・内装、遊具、備品等は、過度にカラフル（原色）にしないこととする。

イ 諸室計画

室名（面積）	内容
こどもの遊び場 （約 600 m ² ）	【用途】 ・小学生までのこどもと保護者を対象とした遊び場とする。 【利用人数】 ・220人程度（こども：乳幼児20人程度、低年齢20人程度、それ以上100人程度、大人：80人程度） 【遊び場】 ・0～2歳未満児、2歳～5歳未満児及び5歳以上児の3区分にゾーン分けし、それぞれのゾーンの間や周囲等を遊歩道や小広場でつなぎ、行き来できるようにする。 ・年齢の異なるこどもの動線の交錯や衝突を避けられるように、ゾーンやゾーン毎の出入口を配置する。

	・0～2歳未満児ゾーンを約80㎡（親子40人×2㎡/人）以上、2歳～5歳未満児ゾーンを約100㎡（親子40人×2.5㎡/人）以上、5歳以上児ゾーンを約420㎡（親子140人×3㎡/人）以上、設ける。 ・0～2歳未満児ゾーンは、ねんね期、ハイハイやよちよち歩きのこどもが安全に利用できる空間とする。くぼみや築山状のスペースを設ける等、乳幼児や保護者が安心して楽しめる工夫をする。 ・2歳～5歳未満児ゾーンは、未就学児や障がい児等に配慮した小型遊具を設ける。 ・5歳以上児ゾーンは、体を伸び伸び動かせるような建築と一体となった大型遊具、天井の高い空間を有効活用した立体的な遊具を設ける。大型ネット遊具、クライミングウォール、屋根裏部屋のようなスペース、スロープ、階段等を想定している。また、必要に応じてさらにゾーン分けする等、安全・安心に遊べる環境を確保する。 ・靴を脱いで使用する空間とし、床はこどもたちが寝転がってもよいような抗菌等素材、埃が立ちにくい清潔な素材を使用する。また、維持管理の容易性（耐水性、耐汚染性、耐久性等）に配慮する。 ・こどもたちの安全な利用に配慮し、壁面及び床面の転倒や衝撃等が想定される部分には、クッション性の高い素材を使用する。特に、0～2歳未満児ゾーンはクッション性の高い床等とする。 ・職員が巡回し、子育ての相談等への対応や遊びのアドバイスを行うことに配慮した計画とする。 ・高山駅（列車を含む。）側を眺望できることが望ましい。 ・大規模なクライミングウォール等の補助員や命綱が必要な遊具、ボールプール、特定のキャラクターの使用は、想定していない。 【出入口】 ・出入口は、円滑な出入りができる配置とする。 ・出入口は、上の階を含め、複数の位置に設けることを想定している。ただし、利用者数制限を行う場合等には、出入口を1か所にできるように計画する。 【その他の要件】 ・こどもが遊んでいる間に、こどもに目が届く位置で保護者がくつろいだり、保護者同士が交流できる工夫（自由に位置を変えられる腰かけ等）を適宜設ける。 ・保護者が滞留する場所は、夏期における冷房効果及び冬期における暖房効果が十分に得られるように配慮する。冬期は、ジェットヒーター等も活用することを想定している。 ・出入口の位置、こども及び保護者の動線等を考慮し、下足の履き替えスペース、下足箱、ベビーカー置き場、貴重品用のロッカー（鍵付き）、荷物置き場を設ける。 ・下足箱は、大人の長靴や防寒靴にも対応したものとする。 ・こどもの遊び場の入退場者数を把握するため、自動の人数カウン
--	--

	ターを合理的に計測できる場所に必要数設置する。 ・自然採光や視線を調整できるように、ロールスクリーン、カーテン等を設ける。 ・コンセントは、将来的な遊具の可変性を配慮し設置する。なお、全てこどもの感電対策を施す。 ・衝突時の安全性に配慮し、消火器等の設備を壁面収納にする等、こどもが利用する空間は壁に出隅が出来ないようにする。 ・他の諸室や外部への音や振動の影響がないよう、床、壁等には適切な遮音性及び耐衝撃性を確保する。 ・サインは、こどもにもわかり易く、2ヵ国語（日本語（やさしい日本語を含む。）、英語）に対応したものとする。 ・安全性、日照、積雪等に配慮した上で、こどもの遊び場専用のテラス等の屋外部分を設けることが望ましい。 ・こどもの遊び場のにぎわいが外部（施設周辺、高山駅の駅舎や構内等に位置する人）に、視覚的に伝わることを望ましい。 ・受付専用のカウンターは想定していない。 ・ごみ箱の設置は想定していない。 ・上記を基本とし、魅力的で効率的な運用に資する提案がある場合は、その他機能を付加してもよい。 【他室との関係】 ・トイレ（こども用含む）、おむつ替えスペース、パウダールーム、授乳室、オープンスペース内の親子での飲食に適したスペース及び手洗い、多目的ブースに近接する。 ・ファミリーサポートルーム、キッチンスタジオ、創作スタジオ、小会議室、事務室、テナント部門に近接することが望ましい。
--	---

③ ファミリーサポートルーム

ア 基本事項

- ・市が実施するファミリーサポート事業にて利用する空間を整備する。
- ・ファミリーサポートルーム内の主要な備品は、市が別途調達し、配置する。

イ 用途

- ・ファミリーサポートルーム内ほかでこどもを一定時間預かる託児サービスを提供する。
- ・対面や電話、SNS 等を通じ、こども家庭に関する様々な相談に対応する。
- ・ファミリーサポート事業の事務所として、会員の募集登録等、事務局の運営、会員相互のマッチング等を行う。

ウ 諸室計画

室名（面積）	内容
遊び場 （約 60 m ² ）	【用途】 ・ファミリーサポートを利用するこどもが安心して楽しく過ごせる空間として設置する。 【その他要件】 ・内装（床、壁、天井）仕上、照明は、こどもの遊び場と同等の仕様及びデザインに配慮する。 ・おもちゃの収納用、手荷物用の棚を適宜設ける。

	・こども用の手洗い場を1か所設ける。 ・大人の長靴や防寒靴にも対応した下足箱を設ける。 ・壁面を一部ガラス張りとして室外から利用状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。
事務室 (約 10 m ²)	【用途】 ・ファミリーサポート事業の事務所、各種作業、提供会員の待機場所等として設置する。 【その他要件】 ・流し台を設ける。 ・遊び場に面する壁面にガラス窓等を設置し、遊び場の概ね全体を視認できるようにする。 ・受付カウンターの設置は想定していない。
打合せスペース (約 10 m ²)	【用途】 ・スタッフや託児提供会員による打合せや研修、保護者との相談スペース等として設置する。 【その他要件】 ・床面から天井まで高さのある建具をスライドさせ、遊び場に面する壁面をほぼ開口部とできる等、多目的に利用できるようにする。
静養室 (約 10 m ²)	【用途】 ・乳幼児が昼寝したり安静にして過ごせる空間として設置する。 【その他要件】 ・畳敷きとし、寝具類を収納できる押し入れを設ける。 ・周囲の音や振動ができるだけ伝わりにくい配置とするとともに、ガラス戸や窓を設ける場合、遮光カーテン等で暗くできるようにする。
倉庫、洗濯室 (適宜)	【用途】 ・ファミリーサポートルーム内で使用する備品等を収納するほか、汚れた衣類等の洗濯もできる空間として設置する。 【その他要件】 ・備品等の収納用の棚を適宜設ける。 ・洗濯乾燥機1台が利用できる給排水設備、洗濯パンを設ける。
トイレ (適宜)	【用途】 ・ファミリーサポートルーム利用者が使用するトイレとして設置する。(複合・多機能施設の閉館時、警備に支障なく、容易にアクセスできるトイレがある場合は不要とする。)
その他	・高山駅(列車を含む。)又は駅西ロータリー側を眺望できることが望ましい。 ・複合・多機能施設の休館日や夜間等でも利用可能とすることを想定し、24時間365日アクセス可能な出入口(施錠管理)を設け、ライフラインや空調の利用、独立した機械警備の設置に配慮する。 ・ファミリーサポートルームのみの光熱水費が把握できるように計量器を適切に設置する。

	・コンセントは、全てこどもの感電対策を施す。 【他室との関係】 ・こどもの遊び場に近接することが望ましい。
--	--

(5) テナント部門

① 基本事項

- ・市が別途指定するテナント事業者が運営する飲食施設（厨房、スタッフスペース、倉庫等）を想定したテナントスペースを整備する。
- ・客席空間は、オープンスペース等を活用することとし、テナント部門専用区画内に客席を設けない。
- ・テナントスペースの整備の業務範囲は、本事業においてA工事及びB工事を、テナント事業者が、C工事を実施することを予定している。このため、業務にあたっては、テナント事業者と協議の上で進める。
- ・B工事範囲は、C工事に伴うA工事変更箇所とする。
- ・テナント事業者は、B工事及びC工事の費用を負担する。

② 諸室計画

室名（面積）	内容
テナントスペース （約 100 m ² ）	【用途】 ・利用者に飲食を提供するテナントスペースとして設置する。 【その他要件】 ・アプローチ、エントランスとのつながりを考慮し、オープンな雰囲気利用できる配置とする。 ・空調設備は、本事業にて全て行う。 ・給排水は、テナント境界まで配管（床下止め）する。 ・内装（床、壁、天井）仕上は、下地まで行う。 ・照明及びコンセントは、テナント境界まで配線し、開閉器盤止めまで行う。 ・テナント部門のみの光熱水費が把握できるように計量器を適切に設置する。 【他室との関係】 ・オープンスペースに隣接する。

(6) 管理部門

① 基本事項

管理運営を行う管理諸室として設け、管理運営のしやすさに配慮した配置・動線計画とする。

② 諸室計画

室名（面積）	内容
事務室 （約 150 m ² ）	・ホール等の管理運営を行う事務室として利用する。 ・ホール等利用者の受付や来館チェック等、施設の管理に配慮した配置計画とする。 ・受付カウンターや、管理運営スタッフ 20 名程度の執務スペース、打合せコーナー、給湯、収納スペース等を適宜設ける。 ・執務スペースから、利用者が受付カウンターに訪れたことが視認

	できるようにする。 ・受付カウンターは、チケット購入、各種利用手続きに対応した配置とする。着座を基本とし、3組以上の利用者に同時対応できるゆとりをもった空間を確保する。 ・受付カウンターは、車椅子利用者にも適する高さや下部の空間を設ける。 ・OAフロアとする。 ・中央監理室に近接することが望ましい。
休憩室・更衣室・倉庫 (適宜)	・管理運営スタッフが利用する休憩室、男女別の更衣室、物品等の倉庫を適宜設置する。
舞台技術控室 (適宜)	・舞台技術スタッフのための控室として利用する。 ・舞台への動線に配慮した配置とする。 ・事務室に近接する。
清掃員控室 (適宜)	・清掃員のための控室として利用する。
中央監視室 (適宜)	・複合・多機能施設及び連絡通路の中央監視室として利用する。 ・守衛担当者が待機し、関係者等の出入が把握しやすい位置に計画する。 ・総合設備盤を設置する。 ・休憩、仮眠スペースを適宜配置する。 ・事務所に近接することが望ましい。
ごみ置場 (適宜)	・施設内で出たごみを一時保管できるごみ置場を設ける。 ・一般利用の動線から離れた場所で、施設内から搬出しやすく、ごみ収集車が寄付きやすい計画とする。ただし、適切な配置計画とすることにより、屋外とすることも可能とする。 ・清掃用の水栓を設ける。 ・臭気対策を行う。

(7) 共用部門

① 基本事項

施設全体の共用スペース及びその他設備について、利便性に配慮した動線や管理運営のしやすい効率的なゾーニングを行う。

② 諸室計画

室名 (面積)	内容
共用トイレ (適宜)	・男女別、バリアフリートイレ及びこども用トイレを設ける。 ・各階の構成、平面ゾーニングに応じて、利便性に配慮した計画とする。こども用トイレをはじめ、各種トイレをこどもの遊び場に近接させる。 ・ウォークスルー方式を採用する等、混雑解消や動線の輻輳に配慮する。また、洗面台とパウダースペースは隣接配置させる等、スムーズな移動に配慮する。
授乳室 (適宜)	・乳幼児の授乳、搾乳、おむつ替えを行うスペースとして設置する。 ・各階の構成、平面ゾーニングに応じて、利便性や臭気に配慮した

	配置とする。1室は、こどもの遊び場に近接させる。また、臭気対策として、換気等を工夫する。 ・室内には、パーティション等により区分された、授乳スペースを複数配置する。空室表示のサインを設置する。 ・授乳室出入口の開閉時、プライバシーが確保できるように工夫する。 ・哺乳瓶等の洗浄に使用する流し台、シングルレバー給湯給水栓等の給湯給水設備を設置する。 ・保護者の性別に関わらず利用できるような配置とし、室内の構成にも配慮する。
多目的ブース (適宜)	・カームダウン（クールダウン）のため、廊下等に適宜配置する。 ・設置型パーティションやカーテンで仕切り、周囲の視線や音、光等に配慮する。また、デザインや防犯面に配慮する。 ・案内、空室表示等のサインを設ける。 ・シンプルで落ち着ける椅子を配置する。 ・少なくとも1箇所は、こどもの遊び場の近傍に設置する。 ・トイレや給湯室の近傍に設置すること望ましい。
給湯室 (適宜)	・各階の構成、平面ゾーニングに応じて、給湯室を適宜設ける。
エントランス・風除室・廊下・階段・エレベーター等 (適宜)	・ユニバーサルデザインに配慮し、各部門を効果的につなぐとともに、利用者がわかりやすい動線計画とする。 ・ホール等のバックヤード側の廊下は、楽器等の運搬に支障のないよう十分な幅員及び高さを確保する。 ・オープンスペースや展示ルーム以外でも、展示やイベントができるような工夫を行う。 ・エントランス付近に、施設規模に応じた傘立てを設置する。意匠性ととともに、運営を含めて盗難、紛失等に配慮した計画とする。また、泥落としマット、傘袋装着機（傘袋回収用の容器含む）を適宜設置する。 ・パンフレットコーナーをデザインに配慮しながら適宜設定する。 ・本事業への寄付者等を紹介できる仕組みを、デザインに配慮しながら適宜設置する。 ・エレベーターは、展示物や道具の運搬にも十分な広さ及び高さを確保し、傷や凹み、着色のしにくい材料や、傷みが気にならないような材料とする。 ・コインロッカーを適宜設ける。
自動販売機コーナー (適宜)	・施設内に適宜設け、周辺の雰囲気や乱さないよう配慮する。 ・光熱水費が把握できるよう、計量器を設置する。
喫煙所 (適宜)	・屋外等目立たない場所に配置し、受動喫煙防止のため十分な配慮を行う。また、雨天時等の利用にも配慮する。 ・施設閉館時は、利用できない場所に配置する等、防犯及び管理面に配慮する。
電気室・空調機	・電気、空調等の各種設備室、各種配管・配線等について、効率的

械室・EPS・ DS・PS等 (適宜)	な計画とする。 ・設備等による周辺への騒音、振動、臭気等の影響がないよう対策を行う。 ・機器更新やメンテナンスのほか、豪雪地帯の特性に配慮した計画とする。
その他 (適宜)	・他の部門との相乗効果を生み出すことが期待できる屋上やテラスを適宜配置する。管理面、防犯面、日照、積雪等に配慮する。また、利便性や空調に配慮した上で、オープンスペースやこどもの遊び場、各会議室等から出入りできる配置としてよい。 ・利用者数を把握するため、自動の人数カウンターを合理的に計測できる場所に必要数設置する。

5. 立体駐車場

(1) 基本事項

立体駐車場は、高山駅西地区における最大規模の駐車場であり、複合・多機能施設等のイベント時において集中的な利用が見込まれるため、場内動線、出入口の数や位置等を適切にして、施設周辺の交通を円滑にする（渋滞の緩和）。ユニバーサルデザインをはじめ、駐車位置から連絡通路や昇降設備までの歩行者動線等を適切にして、利便性の高い施設とする。

(2) 基本要件

- ① 形式
 - ・自走式立体駐車場とする。フラット式を想定している。
- ② 収容台数
 - ・500 台以上とする。積雪期も 500 台以上を確保する。
- ③ 階数
 - ・受注者の提案による。
- ④ 駐車ます
 - ・原則、普通乗用車用として有効で、長さ 5.0m 以上、幅員 2.5m 以上とする。利便性をより高めるため、長さ 5.4m 以上、幅員 2.7m 以上とすることが望ましい。
 - ・構造上の制約が生じるスペースの有効活用を目的とする場合に限り、軽自動車専用や 2 輪車専用の駐車ますを配置してもよい。ただし、②収容台数に含めない。
 - ・車止めを設置し、白線を引く。
 - ・車両の落下防止を行う。
- ⑤ 車路
 - ・車路の幅員及び勾配は、駐車場法等に準じ、安全に走行でき、かつ無理なく駐車できるものとする。
 - ・原則、一方通行とするが、やむを得ない場合は相互通行とする。
- ⑥ 高さ
 - ・天井の有効高さは、車路 2.3m 以上、駐車ます 2.1m 以上とする。利便性をより高めるため、駐車ます 2.3m 以上とすることが望ましい。
- ⑦ 耐荷重量
 - ・車両総重量 2.5t 以下の車両について安全な構造とする。
- ⑧ 入出庫口
 - ・周辺の道路状況、交通状況、土地利用状況等を考慮の上、歩行者の安全と周辺道路の交通への影響が少なく、かつ円滑な出入りが可能となるように配置する。
- ⑨ 歩行者用通路
 - ・駐車場内での歩行者の安全と利便性に配慮し、適宜設けるものとする。
- ⑩ 歩行者用出入口
 - ・連絡通路のほか、階段、エレベーター、市道 119 と市道 699 の交差点からの動線、市民文化会館の解体後の跡地活用も考慮して、適宜 1 階レベルの歩行者出入口を設ける。
- ⑪ 昇降設備
 - ・エレベーターは、連絡通路の近傍で、市道 119 と市道 699 の交差点からの動線も配慮し、適宜配置する。

- ・階段は、エレベーターや歩行者出入口を考慮し、適宜配置する。
- ⑫ 諸室
 - ・管理運営に必要なシステムの操作、物品の格納等のため、適宜配置する。
- ⑬ 車路管制機器
 - ・車路管制機器、関連する各種システム、電気配線等を適宜配置する。
- ⑭ サイン等
 - ・通行方向の矢印や看板、カーブミラー、フロア案内、他施設へのルート案内、出庫注意灯等、適切なサイン等を設置する。ただし、入出庫・精算管理機器に関連するサイン等は、市が整備する。
- ⑮ 入出庫・精算管理機器
 - ・料金精算機、ゲート、関連する各種システムは、市が整備する。このため、受注者は、市が整備する入出庫・精算管理機器に柔軟に対応できるように、市と協議して計画する。

6. 連絡通路

(1) 基本事項

連絡通路は、複合・多機能施設と立体駐車場の間に配置して、複合・多機能施設と立体駐車場、さらには、高山駅西口までの円滑な利用者動線となるように計画する。

なお、連絡通路は、複合・多機能施設開館時間以外においても、敷地Aと立体駐車場の間の利用者動線として利用する。

(2) 基本要件

- ① 幅員
 - ・主要動線の有効幅員は、3.0m 以上とする。
- ② 高さ
 - ・主要動線の天井の有効高さは、2.4m 以上とする。
- ③ 昇降設備等
 - ・複合・多機能施設開館時間以外においても、敷地Aと立体駐車場の間の利用者動線として利用するため、敷地A側にエレベーター及び階段を設置する。エレベーター及び階段は、複合・多機能施設開館時間以外の利用者動線や複合・多機能施設のデザインにも配慮した配置とする。
- ④ 内装
 - ・単なる通路とするのではなく、複合・多機能施設へのアプローチとして、期待感を高めるような魅力ある内装とする。

7. 外構

(1) 敷地A

- ① 基本事項
 - ・屋外緑地、植栽、アプローチ、駐輪場等を魅力あるランドスケープとして整備する。
 - ・利用者の様々な活動を想定し、適所に貸出可能な電源や水道等の設備を備えるほか、移動者からは視線を集め、立ち寄り、滞留を促す等、デザイン性を備えた空間とする。

- ② 屋外緑地・植栽
 - ・全体のデザインとの調和を図り、利用者がくつろげる空間やこどもが安全で楽しく遊べる空間となる工夫を行う。
 - ・敷地、周辺の状況、気候等を踏まえ、中低木、地被類、芝生等により、環境性や植生、維持管理、樹木等の成長に配慮した緑化を行う。
 - ・日影の休憩スペース、築山や滑り台、水遊び用のコンパクトな噴水等を提案してもよい。
- ③ アプローチ
 - ・施設へのアプローチとして、期待感を高めるような魅力ある空間とし、屋外緑地、オープンスペース、テナント部門等とのつながりに配慮した計画とする。
 - ・高齢者やハイヒール、ベビーカーで来館される方等にも配慮した歩きやすい通路とする。
- ④ 案内・サイン
 - ・エントランス付近の外部に、当日や今後の催しを掲示できるポスターボードを設置する。
 - ・施設の計画内容に応じた各種案内サイン、掲示板を適宜配置する。
- ⑤ 屋外照明
 - ・景観に配慮したデザインとし、施設のロゴマークやイベントの案内を示したフラッグ等を掲揚できる計画とする。
 - ・自動点滅及びタイマー点滅が可能な方式とする。
 - ・いたずら防止に配慮する。
- ⑥ 平面駐車場
 - ・搬出入の動線等を考慮して、関係者用駐車スペース（10 台程度）を確保する。車ますは、長さ 5.0m 以上、幅員 2.5m 以上とする。
 - ・施設出入口への動線等を考慮して、身障者用駐車スペースを確保する。施設出入口と身障者用駐車スペースの間は、雨天時に濡れないように庇等を設置する。
 - ・施設のサービス車両用の駐停車スペースを適宜確保する。利便性やにぎわい創出の観点から、キッチンカー等による利用も想定し、エントランス、屋外緑地、アプローチ等との配置を適切にする。
 - ・屋外緑地や植栽とのすみ分け、搬出入の動線とのすみ分けを図る。
 - ・一般利用及び付置義務台数分は、立体駐車場で対応する。
- ⑦ 車寄せ
 - ・車寄せは、送迎、タクシーやバス（大型含む。）の乗降場所に適するものとする。
 - ・車寄せと施設出入口との間は、雨天時に濡れないように庇等を設置する。
- ⑧ 駐輪場
 - ・周囲の景観やデザイン性に配慮しつつ、100 台程度を確保する。
 - ・努めて屋根付きとするが、駐輪スペースとして確保できることを前提に、一部を構内舗装や緑地スペースとしてもよい。
 - ・開館時間外にポール、チェーン等で閉鎖できるようにする。
- ⑨ 敷地内舗装
 - ・車両の進出入に必要な動線上の舗装を行う。
 - ・歩行者、自転車ともに、滑りにくい仕様とする。
 - ・水溜り等ができないよう、適切な排水処理をする。
 - ・周辺環境に調和した素材とし、デザインにも配慮する。ただし、大型車両の通路部

は、補修等が容易に行える仕様とする。

⑩ その他

- ・郵便受けを適切な場所に設置する。
- ・フラッグポールは3本（国旗、市旗、施設用）を設置する。
- ・維持管理をはじめ、イベント時にも安全に利用できる電源や水道を確保する。
- ・側溝等の排水機能を適切に計画する。
- ・関係者スペースは、関係者以外が容易に歩道、園路等から進入できないよう、植栽や建築物等で遮蔽する等の工夫を行う。

（２）敷地Ｂ

① 基本事項

- ・敷地Ａと一体感のある空間とする。

② 屋外緑地、植栽

- ・敷地、周辺の状況、気候等を踏まえ、中低木、地被類、芝生等により、環境性や植生、維持管理、樹木等の成長に配慮した緑化を行う。

③ 案内・サイン

- ・施設の計画内容に応じた各種案内サイン、掲示板を適宜配置する。

④ 屋外照明

- ・景観に配慮したデザインとし、施設のロゴマークやイベントの案内を示したフラッグ等を掲揚できる計画とする。また、いたずら防止に配慮する。

⑤ 敷地内舗装

- ・車両の進出入に必要な動線上の舗装を行う。
- ・歩行者、自転車ともに、滑りにくい仕様とする。
- ・水溜り等ができないよう、適切な排水処理をする。
- ・周辺環境に調和した素材及びでデザインとする。

⑥ その他

- ・側溝等の排水機能を適切に計画する。

1. 基本事項

(1) 受注者の役割

受注者は、要求水準書及び提案書に基づく施設の完成を実現できる体制を整えるとともに、設計企業、建設企業等の役割分担や、業務間での必要な調整を行い、各企業の能力が十分に発揮できるよう、適切な管理を実施する。

(2) 実施体制

受注者は、募集要項に定める他、以下の実績等を有する専門企業を定め、実施体制について業務開始前に市の承認を得る。

① 舞台機構、舞台照明及び舞台音響の専門企業

- ・過去10年以内に、客席1,000席以上のホール又は劇場の新築に係る舞台機構、舞台照明及び舞台音響の設備について、それぞれ専門工事として施工実績がある者。
- ・上記の各工事において、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の設備を自ら製作している、又は専門メーカーであり、当該据付を実施している者。

② 屋内遊戯施設の専門企業

- ・過去10年以内に、こども向けの屋内遊戯施設又は同等施設の基本設計及び実施設計業務の完了実績を有する者。

(3) 要求水準の確認

受注者は、施設整備の各業務の内容が、要求水準書及び提案書に適合しているかの確認を行う。具体的には、以下に示す方法によるものとし、市は、受注者から提出された計画書及び報告書の内容を確認し、必要に応じて是正等を行う。

① 要求水準確認計画書

受注者は、要求水準の項目及び内容に応じて、確認の時期（基本設計段階、実施設計段階、建設工事段階等）、確認を行う者（設計企業、建設企業等）、確認の方法等を記載した要求水準確認計画書を作成し、基本設計の着手時に市に提出する。なお、要求水準確認計画書には、提案書の内容も含める。

② 要求水準確認報告書

受注者は、要求水準確認計画書に沿って、設計及び施工における要求水準等への適合に関する各業務の実施状況を反映させた要求水準確認報告書を、基本設計及び実施設計の各終了時並びに建設工事段階の主要な部位の施工後、建設工事完了時に市に提出する。

(4) コスト管理計画書の作成

受注者は、基本設計の着手前、基本設計完了時、建設工事着手前（実施設計完了時）、建設工事途中及び建設工事完了時の各段階において、業務の進捗に応じたコスト管理計画書を作成し、市に提出する。各段階のコスト管理計画書は、業務の進捗に応じた構成、内容とし、詳細は事前に市と協議の上作成するものとするが、建設工事着手前（実施設計完了時）のコスト管理計画書は、内訳明細書に基づくものとし、受注者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。

また、業務の進捗によりコストの変動が生じた場合は、変更金額一覧表を、該当部分の変更前後の数量、単価、金額を含む内容で作成し、適切な時期に市に提出し、変

動部分の扱いや対応について協議を行うものとする。

(5) 関係機関等への手続き等

- ① 確認申請（建築基準法6条1項）諸手続きは受注者が行う。
- ② 中間検査・完了検査及び仮使用承認申請、施工に必要な諸手続、仮設用電力・給排水の引込み手続、道路その他第三者管理の土地使用の手続等は受注者が行い、その費用を負担する。
- ③ 受注者は、上記の他、本業務を実施するために、A敷地に隣接する鉄道をはじめとした関係機関等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を市に報告しなければならない。
- ④ 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を市に報告し、必要な協議を行うものとする。
- ⑤ 受注者は、本業務の実施に当たっては、市が行う関係機関等への手続きの際に協力しなければならない。
- ⑥ 確認申請に係る申請手数料は、市の負担とする。
- ⑦ 本設インフラ（電力、給水、下水等）の引込みに関する負担金は、市の負担とする。
- ⑧ 受注者は、関係機関等と協議等を行った場合、その都度、速やかに協議記録を作成し、市に提出すること。

(6) 関連工事等に係る事項

- ① 受注者は、本業務とは別に市が発注する関連工事等（備品工事、テナント工事等）について、その工事が円滑に施工できるよう積極的に協議を行う。
- ② 受注者は、関連工事等の発注にあたり必要となる図面等の資料を、市と協議の上作成する。
- ③ 受注者は、備品等の工事に伴う据付のための基礎工事、下地補強工事等については、設計業務及び建設業務の中で遺漏のないよう対応する。
- ④ 市は、関連工事等の内容及び図面等を必要に応じて、通知または貸与する。

(7) 市業務の支援

- ① 受注者は、本事業について、市による関係者等への説明等が必要な場合、市の求めに応じて、必要な資料の作成等に協力する。また、受注者は、必要に応じて、広報活動、説明会等へ参加し、設計案の考え方や工事の概要等について、説明、質疑応答等に対応する。
- ② 市は、本業務の各年度を基本とした出来高に応じて、国庫交付金を充当し、設計及び施工の対価の一部として、受注者に支払うことを想定している。
受注者は、交付金申請、その他関連する書類の作成を行う上で必要となる資料の作成等に協力する。毎年度、市が指定する期日までに、別途定める基準に基づく関係資料を作成し、市に提出するとともに、市による検査に応じる。
- ③ 市は、高山駅西地区のまちづくりに対して市民が参加できる機会として、市等の企画によるワークショップ等を予定している。受注者は、市の求めに応じて、必要な協力を行う。
- ④ 受注者は、市（指定管理者等含む。）が、施設の開館のために行う各種準備（例：舞台設備等の稼働確認、管理運営に係る備品等の設置対応等）に対して、必要な協力を行う。

- ⑤ 受注者は、市の会計検査等があった場合、必要な協力を行う。

(8) 打合せ及び記録

- ① 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、市と密接に連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。
- ② 受注者は、市と打合せを行った場合、その都度、速やかに打合せ記録を作成し、市の確認を受ける。

(9) 提出書類

- ① 受注者は、市等が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を速やかに、市及び関係機関等に提出しなければならない。
- ② 受注者が市に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、市等の指示によるものとする。

(10) 資料の貸与及び返却

- ① 市は、本業務に必要な図面及びその他関連資料等（以下「貸与資料」という。）を受注者に貸与する。
- ② 受注者は、貸与の必要がなくなった時点で直ちに市へ返却する。
- ③ 受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- ④ 受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。

2. 調査業務

受注者は、本事業に伴い必要となる範囲について、電波障害調査、周辺家屋調査及び井戸水質調査を実施する。また、法令、関係機関等からの要請等による必要な調査が発生する場合についても、調査を実施する。

また、受注者は、受注者の責任において、市が提供する地質調査結果等を必要に応じて解釈するとともに、本事業の対象となる敷地に関する調査を、必要に応じて受注者の負担により任意に行うことができる。

各種調査の実施にあたっては、着手前に調査計画書を作成し、市に提出するとともに、調査終了時に調査報告書を作成の上、市に提出する。提出時期については、実施する調査内容に応じて市と協議する。

3. 設計業務

(1) 基本事項

受注者は、設計業務について要求水準書及び提案書に基づき、市と十分に協議を行い遂行するものとする。

① 基本設計

基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとする。

主要な寸法、納まり、材料及び技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とする。

② 実施設計

実施設計は、基本設計の内容が市により確認された後、これに基づく工事の実施に必要なかつ受注者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。

③ 設計意図伝達

施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、実施設計図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等をする。

④ その他

ア 設計図書等の帰属

設計完了後の原図その他の設計図書は、版權も含めて市に帰属する。

イ 確認申請等

(ア)受注者は、建築基準法第6条第1項による確認申請書の作成を行い、申請先を市と協議した後に提出する。確認申請は、工事着手に支障を与えぬよう適切に内容を精査し申請書の提出を行い、確認済証の交付を受ける。

(イ)受注者は、建築基準法第15条に係る工事届、関係機関等への必要な手続き等一式を代行する。

ウ 設計定例会

(ア)市と受注者は、原則として隔週に1回、設計内容やスケジュール等の調整を目的として、定例会議を行うものとする。

(イ)受注者は会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面（打合せ記録書等）に記録することとし、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管する。

エ その他

(ア)受注者は、設計業務の遂行に当たり、市等と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認する。

(イ)設計業務の進捗管理は、受注者の責任において実施する。

(ウ)受注者は市等に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告する。

(エ)市等は設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できる。

(オ)設計業務と並行して、市は公共施設の管理運営に関する検討を予定している。公共施設の管理運営の検討は、基本的に受注者が提案する設計内容等を前提とするが、可能な範囲で管理運営の検討との整合や設計内容の調整を行う等、市と密接な連携を行い、より使いやすく効率的な施設整備をめざす。

(カ)受注者は、本業務の完了検査後に、受注者の責に帰すべき理由により設計変更が必要になった場合、これに伴う設計業務、手続き及び費用負担を行う。

(キ)受注者は、本業務の完了検査後であっても、国、県、または市が行う検査、または監査にあたり市からの求めがあった場合は、立ち会うものとする。

(ク)市産材を含む地域資材や市内で製造される備品の積極的な活用に向け、設計業務の段階から専門的な知見を有する市内企業との対話を図る。

(2) 業務実施時の提出書類

① 提出書類

受注者は、設計業務の実施に際し、下表に示す書類のほか、市ホームページ掲載の書類を市に提出し承認を得る。

市との協議の上、提出書類の追加または省略、提出書類の部数等の修正をすることができる

項目	内容	部数
着手時	管理技術者届（経歴書、資格証写し添付）	2 部
	各担当者届（経歴書、資格証写し添付）	
	照査技術者届（経歴書、資格証写し添付）	
	建築士法 24 条 8 による書面	
	業務計画書	
設計中	業務履行報告書（毎月始め 10 日以内提出）	2 部
	設計打合せ記録	
	指示協議書	
	貸与品等借用（返納）書	
完了時	業務完了届	2 部
	照査完了届	
	チェックリスト（市が指定する様式）	
	設計成果品写真	

② 業務計画書記載内容

市との協議の上、項目及び内容の追加または省略をすることができる。

項目	内容
業務一般事項	目的
	適用範囲
	適用法令
	適用基準額
	内容変更が生じた場合の処置方法
業務工程計画	全体業務工程表
	設計業務行程表
業務体制	業務実施体制及び組織図
	業務運営計画（現場定例会議の開催に係る事項：出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）
	管理技術者等の一覧表及び経歴
	業務フローチャート
業務方針	受注者として特に重点を置いて実施する業務等
	再委託等の届（事務所登録証写し）、または協力会社の届出
	再委託先、または協力会社の担当者届（資格証写し、経歴書添付）
	履行体系図

（３）設計図書の作成

① 図面の作成

図面の作成は、C A Dによる。

② 基本設計図書等の提出

基本設計終了時に、市に提出する基本設計図書等は、次表のとおりとする。

基本設計図書等の項目及び内容については、市との協議の上、追加または省略をすることができる。

基本設計図書等は、業務段階における必要な時期に適宜提出することとし、基本設計終了時に市と協議し、再度取りまとめの上提出する。

特記仕様書は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書」に準拠する。

項目	内容		様式等	部数	
基本設計図書	総合	基本設計説明書	A 3 横	10 部	
		仕様書（共通・特記）			
		仕上表			
		面積表及び求積図			
		敷地案内図			
		配置図			
		平面図（各階）			
		断面図			
		立面図（各面）			
		各種詳細図			
		外構図			
		建築音響計画図			
		備品計画書			
	構造	構造計画説明書			
		構造設計概要書			
	電気設備	電気設備計画説明書			
		電気設備設計概要書			
	給排水衛生設備	給排水衛生設備計画説明書			
		給排水衛生設備設計概要書			
	空調換気	空調換気計画説明書			
		空調換気設計概要書			
	昇降機等	昇降機等計画説明書			
		昇降機等設計概要書			
	舞台設備	舞 台 機 構 設 備			舞台機構設備計画説明書
					舞台機構設備設計概要書
		舞 台 照 明 設 備			舞台照明設備計画説明書
					舞台照明設備設計概要書
		舞 台 音 響 設 備			舞台音響設備計画説明書
					舞台音響設備設計概要書
	その他必 要な図書				—
	基本設計図書 （概要版）	基本設計図書の概要書（透視図含む。）			A 3 横
施 工 計 画 及 び 工 事 費 概 算 見 積 書	工事工程表		A 3 横	10 部	

	施工ステップ図	A 3 横	10 部
	工事費概算見積書	A 3 横	10 部
	工事費内訳明細書	A 3 横	10 部
その他	透視図 (事業敷地内全景鳥観レベル、外観、内観等、 計画がわかる枚数)	A 2 横 A 3 横	10 部 10 部
	景観シミュレーション結果	A 3 横	10 部
	関係法規チェックリスト	適宜	5 部
	関係機関の協議に基づく各種申請書	適宜	5 部
	各種調査報告書	適宜	5 部
	要求水準確認計画・報告書	適宜	5 部
	コスト管理計画書	適宜	5 部
	各種技術資料	適宜	5 部
	打合せ記録	適宜	5 部
	その他必要な図書	適宜	適宜
電子データ	Word、Excel、PDF、CAD等	DVD-R 等	5 式

③ 実施設計図書の提出

建設工事着手前に、市に提出する実施設計図書等は、次表のとおりとする。

実施設計図書等の項目及び内容については、市との協議の上、追加または省略をすることができる。

実施設計図書等は、業務段階における必要な時期に適宜提出することとし、成果品提出時に市と協議し、再度取りまとめの上提出する。

特記仕様書は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書」に準拠する。

項目	内容		様式等	部数
実施設計図書	総合	実施設計説明書	製本図	3 部
		仕様書（共通、特記）	A 2 横	
		仕上表		
		面積表及び求積図	縮刷版	3 部
		敷地案内図	A 3 横	
		配置図		
		平面図（各階）		
		断面図		
		立面図（各面）		
		矩計図		
		展開図		
		天井伏図（各階）		
		平面詳細図		
		断面詳細図		
		部分詳細図		
		建具表		
		サイン図		

	屋上整備図
	外構図
	備品計画書
	各種計算書
	その他必要な図書
構造	仕様書
	構造基準図
	伏図（各階）
	各部断面図
	基準詳細図
	軸組図
	部材断面図
	部分詳細図
	構造計算書
	その他必要な図書
電気設備	仕様書
	敷地案内図
	配置図
	受変電設備図
	自家発電（非常電源）設備図
	幹線系統図
	電灯、コンセント設備図
	動力設備図
	構内電話設備図
	携帯電話設備図
	テレビ共同受信等設備図
	テレビ電波障害防除設備図
	構内情報通信網設備図
	防犯設備図
	火災報知設備図
	時計設備図
	放送設備図
	映像・音響設備図
	誘導支援設備図
	防犯カメラ設備図
	構内通信線路設備図
	構内配電線路設備図
	屋外設備図
	各種計算書
	その他必要な図書
給排水衛生設備	仕様書

		敷地案内図
		配置図
		機器表
		衛生器具表
		給排水衛生設備配管系統図
		給排水衛生設備配管平面図 (各階)
		消防設備系統図
		消防設備平面図 (各階)
		排水処理設備図
		給湯設備図
		自動制御設備図
		中央監視制御設備図
		その他設置設備設計図
		部分詳細図
		屋外設備図
		各種計算書
		その他必要な図書
	空調換気	仕様書
		敷地案内図
		配置図
		機器表
		空調設備系統図
		空調設備平面図 (各階)
		換気設備系統図
		換気設備平面図 (各階)
		排煙設備図
		自動制御設備図
		その他設置設備設計図
		部分詳細図
		屋外設備図
		各種計算書
		その他必要な図書
	昇降機等	仕様書 (特記、設備)
		敷地案内図
		配置図
		昇降機等平面図
		昇降機等断面図
		昇降機監視設備図
		部分詳細図
		各種計算書
		その他必要な図書
	舞台設備	舞台機

	構設備		
		敷地案内図	
		配置図	
		舞台機構設備図	
		荷重分布図	
		各種計算書	
		その他必要な図書	
	舞台照明設備	仕様書（特記、設備）	
		敷地案内図	
		配置図	
		舞台照明設備図	
		各種計算書	
		その他必要な図書	
	舞台音響設備	仕様書（特記、設備）	
		敷地案内図	
		配置図	
		舞台音響設備図	
		各種計算書	
		その他必要な図書	
実施設計図書 （概要版）	基本設計図書の概要書（透視図含む。）	A 3 横	20 部
施工計画及び 工事費概算見 積書	工事工程表	A 3 横	10 部
	施工ステップ図	A 3 横	10 部
	工事費概算見積書	A 3 横	10 部
	工事費内訳明細書	A 3 横	10 部
	見積比較表	A 3 横	10 部
	見積書（原本及び写し）	適宜	10 部
その他	透視図 （事業敷地内全景鳥観レベル、外観、内観等、 計画がわかる枚数）	A 2 横 A 3 横	10 部 10 部
	関係法規チェックリスト	適宜	5 部
	関係機関の協議に基づく各種申請書	適宜	5 部
	各種調査報告書	適宜	5 部
	要求水準確認計画書	適宜	5 部
	コスト管理計画書	適宜	5 部
	ライフサイクルコスト計画書（案）、計算書	適宜	5 部
	省エネルギー関係資料	適宜	5 部
	各種技術資料	適宜	5 部
	打合せ記録	適宜	5 部

	その他必要な図書	適宜	適宜
電子データ	Word、Excel、PDF、CAD等	DVD-R等	5式

④ 完成模型の作成

各段階で作成する完成模型は、次表のとおりとする。

項目	内容	様式等	部数
完成模型	基本設計（案）時	1m 四方程度 （縮尺は協議）	1式
	実施設計（案）時		1式
	最終（施設完成後の展示用を想定）		1式
	上記各写真（画像データ含む）	適宜	適宜

（４）設計内容の説明

受注者は、基本設計の終了前に、市が開催する設計説明会のための資料作成等の協力及び設計内容の説明を行う。説明会は1回を予定し、下表の内容を予定する。時期、場所等の詳細については、別途指定する。

内容	役割
事業概要の説明	市
設計理念、趣旨の説明	受注者
配置、平面等の計画内容の説明	受注者
今後のスケジュールの説明	市

4. 建設業務

（１）基本事項

建設工事は、提案書及び実施設計図書に基づき、新築工事一式（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、舞台設備工事、備品調達・設置等）を行う。

（２）業務実施時の提出書類

受注者は、建設業務の実施に際し、下表に示す書類のほか、市ホームページ掲載の書類を市に提出し承認を得る。

市との協議の上、提出書類の追加または省略、提出書類の部数等の修正をすることができる。

項目	内容	部数	備考
着工時 及び 施工中	計画・実施工程表（2週間、月間、全体）	2部	
	施工体系図	2部	
	施工体制台帳、下請契約書の写し	2部	
	現場代理人届（経歴書、資格証写し添付）	2部	
	主任（監理）技術者届（経歴書、資格証写し添付）	2部	
	各担当者届（経歴書、資格証写し添付）	2部	
	建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書	2部	
	施工計画書	2部	
	施工図	適宜	
	納入仕様書及び品質証明報告書（カタログ	2部	決定後速やかに

	グ、試験成績表含む)		
	工事等打合せ記録	2 部	適宜
	検査（試験）結果報告書	2 部	適宜
	工事写真	2 部	適宜、カラー、L 判
	官公庁届出リスト	2 部	適宜
完了時	完成届	2 部	
	出荷証明書	2 部	
	資材納入伝票	2 部	
	官公庁届出書類一覧表	2 部	
	官公庁届出書類副本	2 部	副本なき場合は写し
	工事／製品保証書	2 部	
	取扱説明書	2 部	
	マニフェスト管理表	2 部	
	建築物保全説明書	2 部	
	ライフサイクルコスト計画書	2 部	
	要求水準確認報告書	2 部	
	コスト管理計画書	2 部	

（３）施工定例会議

- ① 市と受注者は、原則として隔週に 1 回、施工内容の確認や工程等の調整を目的として、定例会議を行うものとする。
- ② 受注者は会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面（打合せ記録書等）に記録することとし、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管する。

（４）詳細な仕様に係る確認

受注者は、外装、大ホール及び多目的ホールの内装や客席等の仕様の詳細については、サンプルやモックアップを提示し、市の承認を得ること。

（５）既存工作物等の撤去

撤去工事に際しては、関係法令等を遵守し、事前に必要な調査等を実施し適切な対応を行うとともに、工事中の安全確保を図る等、周辺の環境保全に十分配慮する。

（６）電波障害対策工事

受注者は、施設整備に伴い、周辺へ電波障害が発生した場合は、従前の状態に復旧する対策を行い、その結果を市に報告する。

（７）井戸水質対策工事

受注者は、施設整備に伴い、周辺の井戸水質に影響を及ぼした場合は、従前の状態に復旧する対策を行い、その結果を市に報告する。

（８）地中障害物の撤去、搬出及び処理

受注者は、地中障害物が発見された場合、必要に応じて撤去、搬出及び処理を適切に行う。

(9) 申請及び届出

受注者は、工事の着手、完了及び供用開始に必要な一切の申請及び届出を行う。

(10) 工事内容の説明

受注者は、建設工事の着工前に、市が開催する工事説明会のための資料作成等の協力及び設計内容の説明を行う。説明会は1回を予定し、下表の内容を予定する。時期、場所等の詳細については、別途指定する。

内容	役割
事業概要の説明	市
設計理念、趣旨の説明	受注者
配置、平面等の計画内容の説明	受注者
工事車両動線等の説明	受注者
工事スケジュールの説明	受注者
今後のスケジュールの説明	市

(11) 定点写真の撮影等

受注者は、工事の進捗状況を広く市民等に知らせるため、市ホームページ等への掲載用として、定期的な工事状況の定点写真撮影を行う。

受注者は、工事中及び竣工時においては、工事各工種の進捗、試験等にあわせて、撮影を行い工事竣工後、早期に書類を作成の上、市に提出する。

(12) 竣工図書の作成

竣工図書は、工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし、次に掲げるところにより作成し、建設工事完了後、市に提出する。

① 図面の作成

図面の作成は、C A Dによる。市への提出形式については協議による。

② 竣工図書の提出

竣工図書の内容については、市との協議の上、追加または省略をすることができる。

項目	内容	様式等	部数
竣工図書 (製本)	竣工図面一式(原図サイズ)	A 3	5 部
	機器取扱説明書		
	各保証書、説明書等(原本及び写し)		
	その他必要な図書		
竣工図書 (製本縮小版)	—	A 3	10 部
施工図	—	A 2 等 (見開き A 1)	2 部
電子媒体	Word、Excel、PDF、CAD 等	DVD-R 等	5 式

竣工図面データは、T I F F、P D F、D X F 及び J W W とし、竣工図原寸サイズで記録すること。T I F F ファイルの解像度は 300dpi 以上、G 4 圧縮形式とし、文字、図面等が明確に確認できるものとする。

(13) ホール等の性能確認及び必要な対応

受注者は、ホール等の音響性能や照明、舞台機構の稼働等の所定の機能性について、要求水準書及び提案書に基づく設計内容が確実に発揮できるかどうかの性能試験を行い、市の確認を得るものとする。

また、受注者は、竣工後に要求水準書や提案書で示された性能を基本として、性能不足や不具合が発生した場合、必要な対策を行う。

(14) 施設の維持管理に係る資料の作成

受注者は、市と協議の上、施設の維持管理に係る資料として、設計完了後に施設の維持管理に係る費用の予定額等と工事完了後に施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料（A 4 判両面印刷）を作成し、市が別途示す時期（指定管理者との管理運営に関する協議時期）及び建設工事完了後、次表に定めるところにより、市に提出する。

項目	内容	様式等	部数
施設の維持管理に係る資料	維持管理に係る費用の予定額等、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料	A 4	5 部
電子媒体	Word、Excel、PDF、CAD等	DVD-R等	5 式

(15) 完成写真

受注者は、完成写真を撮影し、建設工事完了後、次表に定めるところにより、市に提出する。

なお、完成写真の撮影を第三者が行う場合は、完成写真を市及び市が認めた公的機関等の広報に、著作権者名を表示せずに無償で使用的ことができるようにする。

また、受注者は、あらかじめ市の承諾を得た場合を除き、完成写真を公表することや、完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

項目	内容	様式等	部数
カラー写真アルバム	—	適宜	3 部
電子媒体	—	DVD-R等	3 式

(16) その他

受注者は、建設工事に際して、関連法令等の他、次の事項について遵守するものとする。

① 工事の周知

施工方法と工程計画について、近隣及び関係機関に対し周知を図る。

② 施工中の安全確保

常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工にともなう災害及び事故の防止に努める。

③ 施工中の環境保全

関係法令等に基づくほか、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染及び水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努める。

工事材料の使用に際しては、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努め、作業環境の改善及び作業現場の美化等に努める。

④ 災害時等の対応

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに市に報告する。

⑤ 建設資材等のリサイクル

建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準や管理マニュアル等に基づき、適正に処理する。

また、下記の書類を整理し提出すること。

- ・マニフェスト
- ・産業廃棄物系統図
- ・再生資源利用促進利用計画書（実施書）
- ・設計数量対比表、集計表
- ・各処分地の処分業許可証
- ・各収集運搬業者の収集運搬業許可証
- ・収集運搬業者及び処分業者との契約書
- ・処分地への搬入日時、搬入経路地図
- ・処分地までの追跡写真
- ・その他

⑥ ホルムアルデヒド及びVOC対策

建設工事に使用する材料等は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし材料に応じてホルムアルデヒド等の有害物質を拡散させない又は拡散が極めて少ないものを使用する。

また、室内空気に含まれるホルムアルデヒド及びVOC対策として、工事後の施設の引渡しに当たっては、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン及びエチルベンゼンについて所定の測定方法により計測を行い、当該施設の室内空気環境が厚生労働省の指針値以下の状態であることを確認する。なお、測定対象室は、主要な室及び継続的な換気が見込まれない居室で代表的な室とし、測定点数は、おおむね各室面積 50 ㎡ごとに 1 測定点以上となるよう適宜設定する。

⑦ ダンプトラック等による過積載等の防止

受注者は、工事用資機材等の積載超過のないように注意する。

⑧ 低騒音型・低振動型建設機械の使用

建設工事においては、低騒音・低振動型建設機械を使用する。

⑨ 工事現場のイメージアップ

受注者は、近隣に配慮し工事現場のイメージアップを図る。また、着工までの間に工事内容の周知や紹介のための看板を適宜設置する。

⑩ 施工体制台帳の写し（再下請通知書）・施工体系図

- ・施工体制台帳原本（下請契約書共）及び施工体系図は作業所内に常備する。
- ・建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項に基づいた書類を市に提出する。
- ・契約書について、建設業法第 19 条に基づく 14 項目を網羅した内容とする。
- ・建設業許可書の写し（下請金額税込 500 万円以上の場合は必須）を添付する。
- ・作業主任者（専門技術者）資格証の写しを添付する。

⑪ 設計数量対比表、集計表

工事の箇所ごとに内訳されている設計書内訳記載の設計数量を、工種ごとに集計する。

⑫ 検査記録

検査記録について、検査中の状況写真に加えて、修補指示を受けた事項について、その内容を記録した書面と、是正前、是正中及び是正後の写真を添付する。

(17) 備品調達・設置業務

受注者は、施設のコンセプトや各室の機能を踏まえ、機能性やデザインに配慮した上で、別紙に示すほか、各ホールの用途に適した舞台備品等の管理運営に必要な備品を調達し、設置を行う。

各備品は新品（環境配慮の観点より、通常一般的にリサイクル材を使用して製造された製品も新品として扱う。）で、使用目的に沿った適切な機能を有する物品とし、各室の用途や空間に相応しいデザイン、素材、色合いとなるよう配慮する。

なお、機能等を満たした上で、受注者の提案により、各室の用途や空間に応じた造作家具（製作品）設置による対応も可とする。

備品の設置においては、工事期間中に搬入及び設置を行うものは、工事との調整を適切に行うとともに、効率的な搬入を行い、建物等の保護に務めること。

備品は、提案をもとに受注者で備品を発注する前に次のものを提出し、市の承認を得る。

- ・備品リスト（製品名、仕様、個数、調達価格等）
- ・既製品を購入する場合は、そのカタログと色見本
- ・製作品の場合は、製作図面、材料見本及び色見本

5. 工事監理業務

(1) 基本事項

- ① 工事監理は、要求水準書によるほか、関係する法令、基準、計画等による。
- ② 受託者の立場で判断できない事項及び工事の変更、期間延長、契約の解除等の事態が生じた場合、その他重要と認められる事項については、市と協議し解決にあたる。
- ③ 契約に基づく監理期間を厳守する。ただし、工事竣工検査等において手直し事項が指示された場合は、その工事完了まで責任をもって監理にあたる。
- ④ 監理対象工事が市の定める重点監督対象工事に該当した場合、この取り扱いによる。

(2) 業務範囲

- ① 工事監理に関する業務
 - ア 設計内容を把握し建設企業等に正確に伝えるための業務
 - ・建設企業等との打合せ
 - ・詳細図の作成等
 - イ 施工図等を設計図書に照らして検討する業務
 - ・施工図の検討・承諾
 - ・材料及び見本等の検討
 - ・建築設備の機械器具の検討
 - ・現場での詳細納まりの検討
 - ウ 工事の確認及び報告
 - ・工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認
 - ・検査の立会い確認
 - エ 工事監理業務報告手続き
 - ・業務報告書等の提出

② 工事の契約及び指導監督に関する業務

- ア 実施工程表を検討する業務
- イ 施工計画書を確認する業務
- ウ 品質計画を検討・指示する業務

③ その他業務

- ア 建設企業等から提出される届出書等の内容の確認及び検討業務
- イ 設計図書に明示しがたいものの決定にあたっての見本、または実施案の作成業務
- ウ 関連工事の調整に関する業務
- エ 市が行う工事完成検査の立会い、建設企業提出書類の整理・取りまとめ業務
- オ 工事中の許認可に伴う申請書等の作成及び申請代行、検査立会い業務
- カ 保全関係書類の整備への協力
- キ 建設企業等に対し一括下請けの点検を行う業務

(3) 業務の実施

① 基本事項

業務内容に基づき実施し、実情にそぐわない、または疑義が生じた場合は、市と協議する。

② 提出書類

高山市建築工事監理業務委託関係様式に基づき、遅滞なく提出する。

③ 報告書

ア 月例報告書

毎月の監理状況を翌月の 10 日までに市に提出し、その確認を受ける。

(ア) 工事監理報告書

(イ) 工事監理記録簿（写真添付）

(ウ) 工事報告書（建設企業等から提出されたものを添付）

イ 業務完了届

業務が完了したときは、直ちに業務完了届及び着手時から完了まで提出書類を整理し提出する。

ウ その他

下記の事態が生じた場合、速やかに市に報告し、その指示に従って対応する。

(ア) 建設企業が、工事施工の指示に従わないとき。

(イ) 施工に不正の疑いが発見されたとき。

(ウ) 工事が工程計画のとおりに進まないとき。

(エ) 工事現場において、工事に関連して第三者との間に紛争が生じる恐れがあるとき、または事故が発生、若しくはその恐れがあるとき。

(4) 設計変更

工事中に設計変更の必要が生じた場合、受託者においてその全ての業務を行う。

第5章 民間施設事業

1. 基本事項

受注者は、本事業の目的を踏まえ、本地区の魅力や回遊性、利便性等を高めるよう、公共施設等の要求水準を満たした上で、敷地A若しくは敷地Bの一部における分棟、または敷地Bの立体駐車場に合築する民間施設事業を提案できる。

2. 基本要件

(1) 民間施設の整備及び管理運営に関する事項

- ① 民間施設に導入する機能は、まちの魅力や回遊性、利便性等を高めるよう配慮する。
- ② 民間施設は、周辺環境や景観に配慮したデザインとする。特に、複合・多機能施設をはじめとした公共施設等との調和や連続性に配慮する。
- ③ 周辺の既存の商店街等への配慮及び発展に寄与する魅力的なサービス等を提供する。
- ④ 公共施設等の要求水準に影響しないこと。
- ⑤ 民間施設事業は、受注者自らの責任と費用負担において実施する。市との契約に必要な費用についても受注者の負担とする。
- ⑥ 本事業及び民間施設事業の継続性の確保、安定的な事業運営を図る観点から、受注者は、民間施設のリスクを本事業から分離し、そのリスクを受注者自らがその責において負担する。
- ⑦ 受注者は、提案の内容に基づき民間施設の設計業務を行う。受注者は、設計図書等の作成にあたっては、市と十分に協議を行い、完成前に市の確認を受ける。
- ⑧ 受注者は、民間施設に係る建設及び関連業務を行う。受注者は、市と十分に協議を行い、着工前、工事期間中及び竣工時に市の確認を受ける。
- ⑨ 民間施設の営業開始は、複合・多機能施設の供用開始と同時を基本とする。なお、供用開始の前倒しの提案を可とする。
- ⑩ 営業時間は、事業者の提案を踏まえ、市との協議の上、決定する。
- ⑪ 受注者は下記の書類のほか、市が指定する書類を適宜提出する。各書類の記載事項は、市と協議の上、定めることとする。

事業の段階	提出書類	提出頻度	提出期限
設計・施工段階	基本設計概要書	1回	基本設計終了時
	実施設計概要書	1回	実施設計終了時
供用開始前・開始後	事業計画書	1回/年	前年度12月下旬
	事業報告書	1回/年	次年度4月下旬

(2) 提案を認めない施設

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供する施設
- ② 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設
- ③ 射幸心を煽る娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設
- ④ 周辺の風紀の維持の観点でふさわしくない施設
- ⑤ ホテル等の宿泊施設、マンション等の住宅
- ⑥ その他本事業の目的との適合の観点でふさわしくない施設や公序良俗に反する施設

備品リスト

1. 基本事項

(1) 表記内容

主な備品に関する基本的な考え方、内容を示すものである。仕様・デザインは、提案によるが、設計段階において、市と適宜協議する。

(2) 備品の選定・製作

備品は、提案をもとに受注者で備品を発注する前に次のものを提出し、市の承認を得る。

- ・備品リスト（製品名、仕様、個数、調達価格等）
- ・既製品を購入する場合は、そのカタログと色見本
- ・製作品の場合は、製作図面、材料見本及び色見本

2. リスト

(1) 複合・多機能施設

室名	想定備品	数量	備考
文化芸術部門／大ホール／客席関係			
親子室	椅子	10 席以上	客席と同種の座席、ベンチソファ等
	棚	適宜	
	ベビーベッド	適宜	
ホワイエ	ベンチ	適宜	
	ソファ	適宜	
	コインロッカー	適宜	
	もぎり台	適宜	
	受付カウンター	適宜	
	パンフレットスタンド	適宜	
	ポスターボード	適宜	デジタル
ホワイエ備品庫	テーブル	適宜	
	椅子	適宜	
	収納棚	適宜	
	サインスタンド	適宜	
	ポスタースタンド	適宜	
	ベルトパーティション	適宜	
	こども用クッション	適宜	
	仮設クローク用備品	1 式	
	脚立	適宜	
客用トイレ	エアタオル	適宜	
	サニタリーコーナー	適宜	
	おむつ交換台	適宜	

文化芸術部門／大ホール／舞台関係			
舞台備品庫	収納棚	適宜	
	手押し台車	適宜	
	パレット台車	適宜	
	脚立	適宜	
	電工ドラム	適宜	
	工具類	1 式	
	ピアノ庫	収納棚	適宜
		除湿器	適宜
		温湿度計	適宜
	照明備品庫・音響備品庫	椅子	適宜
	機構制御盤スペース	椅子	適宜
	調光器盤スペース	椅子	適宜
	アンプ室	椅子	適宜
搬入ヤード	手押し台車	適宜	
	パレット台車	適宜	
	ロードコーン	適宜	コーンバー等含む
文化芸術部門／大ホール／技術関係			
調光操作室	椅子	適宜	調整卓用
	収納棚	適宜	
音響調整室	椅子	適宜	調整卓用
	収納棚	適宜	
映像投影室	椅子	適宜	調整卓用
	収納棚	適宜	
文化芸術部門／大ホール／楽屋関係			
小楽屋 (1 室あたり)	スツール	適宜	化粧台用
	アームチェア	適宜	
	ソファセット	1 式	
	テーブル	1 台	
	ハンガーラック	1 台	ハンガー含む
	移動式スタンドミラー	1 台	
	テレビ	1 台	テレビ台または吊具含む
	冷蔵庫	1 台	
	電気ポット	1 台	
	空気清浄器	1 台	加湿機能付
	温湿度計	1 台	
	扇風機	1 台	
	アイロン	適宜	
	アイロン台	適宜	
中楽屋	スツール	適宜	化粧台用
	会議用テーブル	8 台	

		会議用椅子	24 脚	
		ハンガーラック	3	ハンガー含む
		移動式スタンドミラー	1	
		備品用畳	適宜	
		備品用スノコ	適宜	
		テレビ	1 台	テレビ台または吊具含む
		電気ポット	1 台	
		空気清浄器	1 台	加湿機能付
		温湿度計	1 台	
		扇風機	1 台	
		アイロン	適宜	
		アイロン台	適宜	
	楽屋トイレ	エアタオル	適宜	
		サニタリーコーナー	適宜	
	楽屋備品庫	収納棚	適宜	
		花瓶・水差し等	適宜	式典用
	給湯室	食器棚	適宜	
	シャワー室	脱衣棚	適宜	
		脱衣かご	適宜	
	洗濯所	洗濯機	1 式	
		乾燥機	1 式	
		洗濯機パン	1 式	
		収納棚	適宜	
	喫煙所	喫煙システム	適宜	
		ベンチ	適宜	
		吸い殻入れ	適宜	
	楽屋口・廊下等	傘立て	適宜	
		貴重品ロッカー	適宜	
文化芸術部門／多目的ホール／客席関係				
親子室	椅子	6 席以上	客席と同種の座席、ベンチソファ等	
	棚	適宜		
	ベビーベッド	適宜		
ホワイエ	ベンチ	適宜		
	ソファ	適宜		
	コインロッカー	適宜		
	もぎり台	適宜		
	受付カウンター	適宜		
	パンフレットスタンド	適宜		
	ポスターボード	適宜	デジタル	
ホワイエ備品庫	テーブル	適宜		
	椅子	適宜		
	収納棚	適宜		

		サインスタンド	適宜	
		ポスタースタンド	適宜	
		ベルトパーティション	適宜	
		こども用クッション	適宜	
		仮設クローク用備品	1 式	
		脚立	適宜	
	客用トイレ	エアタオル	適宜	
		サニタリーコーナー	適宜	
		おむつ交換台	適宜	
文化芸術部門／多目的ホール／舞台関係				
舞台備品庫	収納棚	適宜		
	手押し台車	適宜		
	パレット台車	適宜		
	脚立	適宜		
	電工ドラム	適宜		
	工具類	1 式		
照明備品庫・音響備品庫	椅子	適宜		
機構制御盤スペース	椅子	適宜		
調光器盤スペース	椅子	適宜		
アンプ室	椅子	適宜		
文化芸術部門／多目的ホール／技術関係				
調整室	椅子	適宜	調整卓用	
	収納棚	適宜		
文化芸術部門／多目的ホール／楽屋関係				
小楽屋 (1 室あたり)	スツール	適宜	化粧台用	
	アームチェア	適宜		
	ソファセット	1 式		
	テーブル	1 台		
	ハンガーラック	1 台	ハンガー含む	
	移動式スタンドミラー	1 台		
	テレビ	1 台	テレビ台または吊具含む	
	冷蔵庫	1 台		
	電気ポット	1 台		
	空気清浄器	1 台	加湿機能付	
	温湿度計	1 台		
	扇風機	1 台		
	アイロン	適宜		
	アイロン台	適宜		
楽屋トイレ	エアタオル	適宜		
	サニタリーコーナー	適宜		
楽屋備品庫	収納棚	適宜		

		花瓶・水差し等	適宜	式典用
	給湯室	食器棚	適宜	
	シャワー室	脱衣棚	適宜	
		脱衣かご	適宜	
	洗濯所	洗濯機	1 式	
		乾燥機	1 式	
		洗濯機パン	1 式	
		収納棚	適宜	
	喫煙所	喫煙システム	適宜	
		ベンチ	適宜	
		吸い殻入れ	適宜	
	楽屋口・廊下等	傘立て	適宜	
		貴重品ロッカー	適宜	
交流部門／マルチルーム				
	特大会議室	会議用テーブル	100 台	
		会議用椅子・収納台車	300 席分	
		移動式ホワイトボード	5 台	
		演台	1 台	
		プロジェクター	1 台	ビジネス用、移動式
		スクリーン	1 台	吊り下げ式
		P Aセット	1 式	
	大会議室	会議用テーブル	50 台	
		会議用椅子・収納台車	150 席分	
		移動式ホワイトボード	2 台	
		演台	1 台	
		プロジェクター	1 台	ビジネス用、移動式
		スクリーン	1 台	吊り下げ式
		P Aセット	1 式	
	中会議室 (1 室あたり)	会議用テーブル	17 台	
		会議用椅子・収納台車	50 席分	
	小会議室 (1 室あたり)	会議用テーブル	12 台	
		会議用椅子・収納台車	35 席分	
交流部門／ユニークルーム				
	展示ルーム	展示テーブル	30 台	
		椅子	適宜	
		ベルトパーティション	適宜	
		イーゼル	適宜	
		サインスタンド	適宜	
		ポスタースタンド	適宜	
		パンフレットスタンド	適宜	
		ポスターボード	適宜	デジタル

創作スタジオ	移動式ホワイトボード	1 台	
	作業テーブル	5 台	
	会議用テーブル	5 台	
	椅子・収納台車	50 席分	
	移動式ホワイトボード	1 台	
	各種工具	1 式	
	移動式展示パネル	適宜	
	棚	適宜	
キッチンスタジオ	調理台	7 台	
	食器棚	適宜	
	冷蔵庫	1 台	
	電子レンジ	3 台	
	オーブン	3 台	
	包丁まな板殺菌庫	1 台	
	調理家電	適宜	
	調理器具	適宜	
	丸椅子	30 席分	
	こども用脚立	7 台	踏み台
	下足箱	適宜	
	移動式ホワイトボード	1 台	
	ハンガーラック	2 台	ハンガー含む
	音楽スタジオ (1 室あたり)	移動式ダンスバー	適宜
バレエシート		適宜	
バレエシート運搬車		1 台	
会議用テーブル		10 台	
会議用椅子・収納台車		30 席分	
移動式ホワイトボード		1 台	
P A セット		1 式	
和室 (1 室あたり)	テーブル (座卓)	14 台	
	座布団	40 枚	
	移動式ホワイトボード	1 台	
	下足箱	適宜	
交流部門／オープンスペース			
オープンスペース	机	適宜	
	椅子	200 席分	ソファ含む
	照明器具	適宜	
	本棚	3,000 冊 分	
	掲示板	適宜	情報発信用
	ベルトパーティション	適宜	
	イーゼル	適宜	
	サインスタンド	適宜	
	ポスターボード	適宜	デジタル

		時計	適宜	
		テレビ	1 台	テレビ台または吊具含む
交流部門／その他				
	備品庫	会議用テーブル	10 台	共用備品
		会議用椅子・収納台車	30 席分	共用備品
		移動式ホワイトボード	10 台	共用備品
		プロジェクター	10 台	共用備品
		スクリーン	10 台	共用備品
		P Aセット	10 式	共用備品
		移動式展示パネル	適宜	共用備品
		手押し台車	適宜	共用備品
		脚立	適宜	共用備品
		イーゼル	適宜	共用備品
		電工ドラム	適宜	共用備品
		工具類	一式	共用備品
		収納棚	適宜	
		子育て支援部門		
	こどもの遊び場	遊具	適宜	
		安全柵等	適宜	
		下足箱	適宜	こども用・大人用、長靴・防寒靴対応
		テーブル	適宜	
		椅子	適宜	ソファ含む
		ベルトパーティション	適宜	
		イーゼル	適宜	
		サインスタンド	適宜	
		ポスターボード	適宜	
		ロッカー	適宜	
		時計	適宜	
	ファミリーサポートルーム	下足箱	適宜	こども用・大人用、長靴・防寒靴対応
		収納棚	適宜	
テナント部門				
	テナントスペース	-	-	
管理部門				
	事務室	事務机	適宜	
		事務用椅子	適宜	
		書棚	適宜	
		ミーティングテーブル	適宜	
		ミーティングチェア	適宜	
		傘立て	適宜	
		ダストボックス	適宜	
		収納棚	適宜	

休憩室・更衣室・倉庫	ロッカー	適宜	
	ベンチ	適宜	
	ダストボックス	適宜	
	収納棚	適宜	
	脚立	適宜	
	手押し台車	適宜	
	電工ドラム	適宜	
	工具類	適宜	
	国旗・市旗・施設旗	一式	フラッグポール用
舞台技術控室	事務机	適宜	
	事務用椅子	適宜	
	書棚	適宜	
	収納棚	適宜	
	ダストボックス	適宜	
	テレビ	1 台	テレビ台または吊具含む
	移動式ホワイトボード	1 台	
清掃員控室	テーブル	適宜	
	椅子	適宜	
	ロッカー	適宜	
	ダストボックス	適宜	
	テレビ	1 台	テレビ台または吊具含む
中央監視室	事務机	適宜	
	事務用椅子	適宜	
	書棚	適宜	
	収納棚	適宜	
	ロッカー	適宜	
	ダストボックス	適宜	
	テレビ	1 台	テレビ台または吊具含む
ごみ置場	ダストボックス	適宜	
	収納棚	適宜	
	手押し台車	適宜	
共用部門			
共用トイレ	エアタオル	適宜	
	サニタリーコーナー	適宜	
	おむつ交換台	適宜	
授乳室	パーティション	適宜	
	おむつ交換台	適宜	
多目的ブース	パーティション	適宜	
	椅子	適宜	
給湯室	食器棚	適宜	
エントランス等	傘立て	適宜	
	傘袋装着器	適宜	

		泥落としマット	適宜	
		ベルトパーティション	適宜	
		サインスタンド	適宜	
		掲示板	適宜	デジタルも可
		コインロッカー	適宜	
		昇降機内救護用セット	適宜	昇降機内キャビネット用
		寄付者等名盤	適宜	
	喫煙所	吸い殻入れ	適宜	
		ベンチ	適宜	

(2) 立体駐車場

室名	想定備品	数量	備考
立体駐車場	ロードコーン等	適宜	

(3) 連絡通路

室名	想定備品	数量	備考
連絡通路	ロードコーン等	適宜	

(4) 外構

室名	想定備品	数量	備考
外構	ロードコーン等	適宜	